

平成24年 第3回定例会

1 議事日程

9月9日（日曜日）午前10時開会

第2号

日程番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名 番 番
2		一般質問 1 清水秀雄 議員－町長の政治姿勢について 2 出村 寛 議員－後継者の支援対策について 3 大西米明 議員－(1)学校現場での環境教育について (2)道の駅ピア21しほろの今後について 4 中村 貢 議員－学校でのいじめの実態と対策について 5 和田鶴三 議員－安心できる介護保険サービスについて

2出席議員（12名）

1番 秋間 紘一	8番 清水 秀雄
2番 飯島 勝	9番 中村 貢
3番 森本 真隆	10番 和田 鶴三
5番 細井 文次	11番 大西 米明
6番 出村 寛	12番 加藤 宏一
7番 服部 悦朗	13番 加納 三司

3欠席議員（0名）

4地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育委員長	力石 憲二
代表監査委員	佐藤 宣光		

5町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
会計管理者	太田 靖久	保健福祉課長	大森 三宜子
総務企画課長	後藤 忠義	病院事務長	渡辺 博文
町民課長	伊賀 淑美	特老施設長	波多野 義弘
建設課長	土生 明美	子ども課長	寺田 和也
産業振興課長	堀江 博文	消防署長	星屋 尚司

6教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	神野 光男	教育課長	植田 廣幸
給食センター所長	鈴木 典人	高校事務長	金森 秀文

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 道端 雄伸

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 柳谷 善弘 総務係長 仲山 美津子

9 議事録

(午前 10 時 00 分)

1	加納議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名 を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、飯島勝議員及び3番、森本真隆議員を指名いたします。
2	清水議員	日程第2、一般質問 を行います。 それでは、順次発言を許します。 質問順位1番、清水秀雄議員、町長の政治姿勢について町長に質問を行います。 おはようございます。それでは、町長の政治姿勢について伺います。 私は、地方自治体が住民生活を守り、その本旨である福祉の増進に努めることも国政がそれを裏づける財源を保障することなしに実施することは困難であり、それゆえに国政を論じ、国政を正す議論が何よりも重要と考えるものであります。今日、国の政治に対する不信感が有権者の中に大きく広がっています。その根本原因は、自公政治の悪政を変えたいと願う有権者の意思が民主党政権を誕生させました。しかし、政権を担った民主党野田内閣は公約のマニフェストをことごとく投げ捨て、公約にもなかった消費税増税を民主、自民、公明3党による密室談合で消費税増税反対の世論を無視して消費税増税と社会保障の一体改革法案を押し通す暴挙が行われたことにあります。町長は、このような国政の動向をどのように評価されるか。消費税増税が住民生活に与える影響についてどのように考えているか。自治体においてもどのように影響すると考えているか。町長の所見を伺うものであります。
	加納議長	町長、答弁をお願いいたします。登壇願います。
	小林町長	それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。 質問の1点目は、国政の動向をどのように評価するかということですが、民主党政権が2009年9月に誕生して3年を経過したところでありましてけれども、現在決められない政治とやゆされる中、衆議

院の解散の動きとあわせて政治経済をめぐる状況は大きな混乱と先行きの不透明な状況となっているところであります。外交、雇用、経済、社会保障など多くの分野で課題が山積する中で、政治が稼働しない状況は極めて残念というふうに思うところであり、とりわけ地方行政や国民生活にも大きな影響を及ぼす特例公債法案が成立されないことは政治の無責任と言わざるを得ないところであります。それから、清水議員の質問にあります社会保障と税の一体改革についても消費税の税率が決まったものの、将来の安定した社会保障制度への道筋が見えないということは本末転倒であろうというふうに思うところであります。人口構成の変化であるとか、産業経済のグローバル化、さらには景気雇用の低迷、3.11東日本大震災からの復興あるいはエネルギーの確保など日本のあり方が今問われる中であって、政治がしっかりとその役割を果たすよう希望するものでありますし、強く国に対しても発信をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

質問の2点目は、消費税増税が住民生活に与える影響についてであります。消費税につきましては一般的に高い財源調達力を有しており、税収が経済の動向や人口構造の変化に左右されにくく安定していることと勤労世代など特定者への負担が集中しないことから、経済活動に与えるゆがみが小さいと言われていたところであります。しかし、一方では消費税の引き上げによる消費の低迷による景気への影響とあわせて税の逆進性、いわゆる低所得者の税負担が大きくなることから家計への影響が懸念されるところであり、複数税率の導入であるとか衣食住などの生活必需品についての非課税品目を設定するなど、住民生活への影響を最小限にする制度運用がなされるよう意見反映に努めてまいりたいと思うところであります。

質問の3点目でありますけれども、自治体における影響への考えはとのことではありますが、まず歳出面においては当然消費税が上昇すれば物品購入費あるいは工事請負費など歳出が増となるものであり、国の財政運営の指導においては消費税による歳出の増加は使用料等に反映をして解消すべきとされているところであります。実際の運用においては難しいのが現状であります。一方、消費税における地方消費税分は消費税が5%の現在は約1%でありまして、8%になると1.7%、それから消費税率が10%になると2.2%というふうに言われているところでありますけれども、いずれにしても今後においてその影響をしっかりとシミュレーションしながら財政運営を行っていかねばならないものと認識をしているところであります。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

加納議長
清水議員

再質問があれば許します。8番、清水議員。
町長からそれぞれ答弁をいただきました。

町長は、現在の国政の評価について述べられていますが、私はきょうは時間がありませんから、そここのところの議論は長々となってしまいますので、消費税増税に絞って質問を進めていきたいというふうに考えています。消費税増税法案が成立しました。そして、町長もおっしゃっているように2014年に8%、2015年には10%という増税が行われるということが決定しました。しかし、増税法案成立後の世論調査でも増税反対という世論は50%から60%に達しているのです。私は、この反対世論を大きくして消費税増税反対の国会議員を多数派にすることによって、この増税をとめることができる。幸い来年2月までには衆議院選挙、そしてその後参議院選挙、この2回の国政選挙は必ず行われる。そうしますと、14年度までにこの増税法案を阻止するということが可能だということです。そういう方向でぜひ努力すべきだというふうに私は皆さんに訴えたいというふうに思っています。

町長は、消費税は安定的な財源だというふうにおっしゃって、増税を容認するかのような、そういう答弁になっていると思うのですが、なぜ消費税を増税したがるのか。ある経済学者はこう言っています。第1に、企業の輸出に負担がないなど大企業に都合のいい税金だからだと。そして、第2に高額所得者ほど負担が軽くて都合のよい税金なのだ。そして、3点目に政府にとって都合のいい税金だと。なぜかという、消費税増税さえ決めてしまえば、後は増税比率を上げるだけで財源は簡単に得られると。そここのところは町長もおっしゃっていたとおりです。安定的に財源が得られる。しかし、その一方では消費税で困るのは国民なのです。町長もおっしゃっているように、低所得者ほど負担は重いということは間違いなことです。そういう点について、町長はそれでも消費税増税はいいのだというふうに認識されますか。その点についてお答えください。

加納議長
小林町長

町長。

今回消費税法案で上げることが決まって、衆議院選挙が年内とか年明けからというふうに言われているのと来年は参議院選挙があるわけでありまして、その評価というのは、国民の反対の声というのはその選挙にも反映をされていくのだろうというふうに思うところであります。

それから、もう一つ、安定した財源ということで私が容認するということでもありますけれども、私は容認するとかということではなくて、一般的に言えばそういうふうに行われているというふうに申し上げたところでありますし、私は消費税の絡みでいくと消費税云々の前にいかに今の社会保障制度を安定したものにすることが極めて重要で求められるところでありまして、先般の共産党の8月18日の経済懇談会の中でも申し上げたのですけれども、やっぱり政治の責任として少子高齢化が進む中で安定した社会保障制度をするための財源確保

というのは極めて重要なことでありますし、その1つとして必要であれば消費税ということもあり得るのかもしれないのでありますけれども、いずれにしても私は消費税云々の前に安定した社会保障制度を確立するべきだというふうに思うところでありますし、ただ消費税のことでいけば、1つは国が行政改革も政治改革も含めて財源の捻出をするそういう今努力がされているかということがありましたし、それからもう一つは少なくとも民主党政権が3年前に消費税を上げないということで政権をとったわけでありまして、少なくとも消費税を上げるのであれば、国民に対してそういう説明があつてしかるべきかという、そういう感じは持っているところであります。

加納議長
清水議員

再質問ございますか。8番、清水議員。

町長はそういうおっしゃっているのですが、実際に社会保障と税の一体改革というふうに言いながら、社会保障は改革ではなくて全部改悪なのですよね。マイナスなのです。その辺についてもこれは容認できないということの大きな理由になります。庶民に対しての負担がどれぐらいふえるのかということなのですが、仮に10%になったとしますと消費税の負担増は40歳以上の4人世帯、働き手1人、年収800万円の場合、25万円の負担増になります。40歳未満の単身世帯、この人の年収が300万円、この場合で9万5,900円です。75歳以上の夫婦世帯で年収240万円、多分この世帯は年金生活者だというふうに思います。10万3,000円の負担増になります。このようにして大きな負担がかぶさってくる。一方、社会保障のほうはどうなのかといいますと年金の支給の引き下げ、さらには年金支給開始年齢の先送り、医療では70歳から74歳の医療費の窓口負担を2倍にする。現行1割になっていますが、これが2倍になると。介護保険料が引き上げられる。保育では、公的責任を捨て去って子ども・子育て新システムというのを導入することを決めましたね。このようにして庶民にとっては大增税なのです。

そのこのところを実際に道議会でも論議されています。先ほど町長おっしゃっているのですが、自治体の負担がどれぐらいになるのかということなのですが、道議会の中での論議でも2010年度で道内で商取引などにかかった消費税総額は、同年度の道の地方消費税収入をもとに推計すると約5,785億円、現行の消費税率は5%ですから、引き上げ後は単純計算で倍の約1兆1,570億円ということになりますね。これは道税収入、それは4,950億円だそうなのですが、これを大きく上回るというふうに言われているのです。私が聞きたいことは、土幌町の場合、この道の試算をもとに推計するとどうということになるのだろうか。もちろん町長が先ほどおっしゃっていましたように2.2%、10%になると2.2%の消費税戻し税がありますね。だけれども、その一方ではここで言われているように住民負担はどんなふうになるのですし

ようかということ推計したことはありますか。仮に推計したとすると、どれぐらいになるのでしょうか。ちょっとそれがわかれば、後ほどお知らせいただきたいと思います。

それで、もっと話を進めます。私は、さらに自治体負担の中にどういふふうにして影響を及ぼすのかということについて、例えば医療機関の場合の薬品や医療機器の仕入れには消費税がかかっていますが、社会医療費は非課税のために増税となっています。増税となって病院経費を圧迫する消費税増税をやめさせて、診療報酬はゼロ税率とすべきではないのかというのが私の考え方なのですが、その点について皆さんに参考資料を配付しました。ちょっとごらんいただきたいと思います。土幌町の国保病院の場合に、これは22年度なのですが、控除対象消費税調べというのがありますね。これを見ますと、どれぐらい控除対象外の消費税の負担がかぶさっているのかと。病床数と、さらに出ていますが、一般的には土幌の場合は60床ですから20床から99床、この平均金額でいきますとEとFですが、控除対象外の消費税、いわゆる損税ということが起こるよということで1,785万8,000円という数字になっていますが、土幌町の場合は60床で1,060万8,000円、これが生じていますという数字です。これは、私が勝手に推計したのではなくて資料としていただきましたから。それで、10%になった場合に、ではどれぐらいの負担になるかということ2,121万5,000円になります。これは22年度の推計なのです。こういう状況になっていく。これは、勢い病院の経営を圧迫すると。本町の場合は赤字で経営しているわけですが、さらに赤字をふやしているのだという結果になっているのです。その点についても町長はどのようにお考えでしょうか。

加納議長
小林町長

町長。

それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、社会保障における改悪をされていくというのは、ここ何年かは年金にしてもそうでありまして、医療にしてもそうでありまして、介護にしてもですね。財政上のことから、やっぱりそれらの社会保障制度が切られてきているという現実があるのです。それで、今国や道が財政上切っているわけでありましてけれども、そのうち市町村というのは末端の自治体でありますから、そこができる限り影響がないようにそこを若干カバーをしているのが市町村だというのが現状でありますから、そういう面では国がいかに安定した社会保障制度のための財源を確保するという点については、これまでも国だとかいろんな機関に主張したところでありまして、今後とも主張していきたいというふうに思うところであります。

それから、国民に対する影響でありますけれども、いろんな報道でも先ほど清水議員がおっしゃったようなところで影響があるというこ

とでありますけれども、先ほども申し上げましたようにいかに影響を少なくするというにすれば、食糧費を中心とした生活必需品に非課税品目を入れるかどうかということは、今後やっぱりそういう手だてをするように求めていきたいというふうに思うわけですが、国はいろんな非課税品目にするか、還付方式にするかとかいろいろあるのですが、諸外国の例も見てもやはり最低食糧費と子育てとか、そういう生活必需項目については非課税にするということを申し上げていきたいと思っております。

それから、町の財政上のどのくらいの影響になるということでもありますけれども、先ほど申し上げましたように原則的には消費税が上がれば町の消費税として支払う金額はふえるわけでもありますけれども、ちょっと今数字的に押さえていないので、後ほどお知らせするようにちょっと検討させていただきたいと思っております。

それから、病院にかかわっては、今清水議員がおっしゃったとおり、機械だとかそういういろいろなものに対しては消費税がかかるわけでもありますけれども、実際にはそれは診療報酬として診療費に転嫁できるかということになると、転嫁はできないということでもありますから、それは市町村の病院は損税というふうになるわけですが、清水議員の資料にもあるとおり、今うちの国保病院でいけば、通常は2.5%ぐらいが損税になるというふうに言われているのでありますけれども、うちの場合でいけば現在1,000万円でありますから、当然5%から消費税が10%になった場合は2,000万円くらいになるのでありますけれども、私ども全道的な病院、自治体協議会の中でも余りこのことで議論をしたことがないのでありますけれども、今回は清水議員の指摘もそうでもありますけれども、新聞報道等もこの問題について取り上げられていますので、少し病院開設者協議会等の中で議論をしながら負担にならないような要望を上げていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

加納議長 清水議員、できる限りというか、一問一答でひとつよろしくお願ひいたします。再質問ありますか。清水議員。

清水議員 それでは、今町長から答弁いただきましたが、先ほどの病院の問題ですが、この消費税が病院経営に大きな影響を及ぼすという点では、これは全国の自治体病院協議会というのがあるのです。ここの協議会がそれぞれの自治体の自治体病院にアンケートを出してこの数字を割り出したということなのですが、本町の場合はこの全国自治体病院協議会というのには入っているのでしょうか。入っているのですね。わかりました。そういう中で、アンケートの中で出されたことです。それで、全国自治体病院協議会の中でも消費税が10%になったら、もう経営ができないという自治体の病院が多くあるというふうに出されているのです。それで、この協議会の緊急調査結果から見てもはっきり

していることは、国から消費税率を上げる場合にも診療報酬については非課税を継続するというふうに見解が示されたということなのですが、これを緊急調査を実施したということなのです。現在社会保険診療報酬が非課税とされているために多額の控除対象外消費税、いわゆる損税、先ほど言いましたね。それが発生しているのだと。平均で年間1億円以上、これは500床以上の病院では3億円以上もの負担となっている、だから病院経営を圧迫しているのだということです。特に自治体立の病院というのは、民間の私立病院と違いまして室料差額等の課税売り上げ割合が低い。大体平均すると4%程度なのだそうですが、そのために控除できる消費税が少ないという結果になるわけです。そういう特色があるのだと。

したがって、社会保険診療報酬にかかわる消費税制度に対して次のような意見が多かったというふうにして出されています。診療報酬を課税対象外として税率を軽減してほしいと。ゼロ税率です。医療機関が購入する薬品、診療材料は非課税にせよと。仕入れにかかわる消費税は全額控除対象にするべきだという要望が多かったということなのです。そういうことから見ても本町の場合は、ここで言われているとおり金額的には先ほどの表で見ると若干土幌の場合は22年度の場合、低く数字が出ているかなと。それぞれのその年の投資だとか、そういうことによって差がありますから、一律に言えないのだと思います。それは、そのように理解すべきなのだろうというふうに思うのですが、そういう状況の中で本当に消費税増税というのが自治体経営にとっても容認できない状況を生み出してしまうということからいって消費税増税、何としてもこれは容認できないのだという、私はそういう立場で質問をしているわけですが、町長はこういう状況を見ても消費税は安定的な財源だし、何とか今の状況からいくとそこに依拠する以外にないというふうに今もお考えですか。

加納議長
小林町長

町長。

それでは、まず先ほどの全日本自治体協議会だとか医師会の話は、清水議員のほうからおっしゃったとおりだと思うのですが、病院のことでいけば、1つは診療報酬を上げるのかということ、転嫁して上げるのかということと、それからもう一つは非関税品目に、非課税化にするのかというどちらかとなるのでありますけれども、ただ診療報酬の引き上げということでいけば、同じ病院の経費の中でも主にかからないもの、消費税のかかるものとかからないものがあるのですけれども、基本的には機器だとか、大きな機器を入れるところについては大きな影響があるということでもありますから、その病院によって大きな差があるということになりますと、診療費引き上げというよりはやっぱり病院診療の中の非課税化ということのほうが正しいのだろうというふうに思うところであります。もう一方、町全体の中でも明

らかに消費税が上がれば支出も、地方消費税の問題もあるのでありますけれども、一般的な支出でいけば町の歳出がふえることは間違いのないわけでありますから、そこら辺についてはもう少しいろんな形で試算をしながら国なり道に対して消費税の運用について意見をしていきたいというふうに思います。

加納議長 よろしいですか。終わりですか。

清水議員 終わります。

加納議長 以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。

質問順位2番、出村寛議員、後継者の支援対策について町長に質問を行います。

出村議員 それでは、後継者の支援対策について質問いたします。

国は、農業従事者の高齢化が急速に進展する中で、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を促進し、青年就農者の増大を図るため、就農前の研修期間（最長2年間）と経営の不安定な就農直後（最長5年間）における所得を確保するため、24年度から給付金制度を創設するなどの支援をすることにしております。この給付金制度は、親元が農家でない新規就農者については対象になりますが、親元が農業従事者であり、後継ぎとなる新規就農者は給付要件が厳しく対象にならないのがほとんどです。全国的に見れば持続可能な力強い農業を育てるための対策としては、新規就農者に対する支援も必要であると考えますが、本町においては後継ぎに対する支援も重要だと思っております。本町における現状の後継ぎの支援対策と今後の支援対策についての町長の考え方をお伺いいたします。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 それでは、出村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

我が国の農業は、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面しているところであります。基幹的農業従事者の平均年齢が平成22年度の統計では66.1歳ということで高齢化が進展する中、農業に魅力を感じ従事する者がふえることが重要な課題となっているところであります。この課題の解決策として、国は地域農業マスタープラン、通称人・農地プランと言われているものでありますけれども、これによって直接的な現金給付の青年就農給付金制度を創設したものであります。

簡単にこの制度の概要について説明をさせていただきますが、この給付金制度は準備型と経営開始型に分かれていますのでありますけれども、準備型については農業技術及び経営のノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援する目的で、45歳未満で就農する者に対して農業大学校等の研修について年間150万円を最長2年間給付するものであり、研修終了後は独立、自営就農または雇用就農すること

が要件になっているところでもあります。次に、経営開始型については、経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間の支援を目的として、45歳未満の独立、自営就農者に対して年間150万円を最長5年間給付するというものであり、所得制限等の要件がなっているところでもあります。これらの2つの給付金は、独立、自営就農する場合は対象となりますが、親元に就農する場合は対象にならないものであります。ただし、特例もあって、親元に就農する場合であっても親の経営に従事してから5年以内に継承をする場合や親の経営から独立した部分を行う場合には、その時点から対象となるものであります。本町を初め、十勝においては大多数が親元に就農する状況であり、特例となる場合は極めて少ないものと考えられ、この国の給付金制度は余り活用されない現状になっているところでもあります。

次に、本町における現状の後継者対策と今後の支援対策についてですが、従前より農業振興基金あるいは農業振興人材育成基金などにより若年農業後継者の育成支援事業を行ってきたところではありますが、平成21年度には新たに産業担い手育成事業を創設したところでもあります。この産業担い手育成事業は、農業の担い手確保育英事業として就農前に農業大学校で研修を受ける場合に年間25万円、2年間で50万円を上限として研修費の助成を行う制度であります。さらに、本年度からは青年あるいは女性を対象とする産業担い手育成推進事業を創設したところであり、町の将来に向けて産業の担い手を育成することは極めて重要であるというふうに認識しているところであり、今後とも積極的に支援策を推進してまいり所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

加納議長 再質問があれば許します。出村議員。

出村議員 以前より育成支援を行ってきたということですが、活用の状況はちょっとわからないのですけれども、支援をされる方々の要望などを把握し、そういう方々の要望に沿った支援を今後とも続けていきたいと思っております。一方、本町においては息子あるいは娘はいるが、継ぐ気があるのかかわからないが、一応就職はしている、また家庭の諸事情により従事者が継がせる気がないなど、そういった方々がおりますけれども、何軒ぐらいいるのか把握をしているのでしょうか、お聞きいたします。

加納議長 町長。

小林町長 要望に沿った支援ということでもありますけれども、人・農地プランもそうなのでありますけれども、いろんな形で新規就農、担い手育成に対する支援制度があるのでありますけれども、そこと町の支援策がリンクするように今後ともより生きた支援策となるよう取り進めていきたいと思っております。

それから、就農希望等々の具体的な数字の問題については産業振興

課長のほうからお答えをさせていただきます。

加納議長
堀江産業
振興課長

産業振興課長。

町内の実態につきましては、具体的な調査をしたことはございません。現在産業振興課で調査しておりますのは、新規就農者の後継者の調べで毎年何人就農したか、あるいは農業後継者の結婚の実績等を調べている状況でございます。

加納議長
出村議員

6番、出村議員。

私の知る限りでは、町内には10数軒ぐらいいるのではないかと思います。従事者の平均年齢が先ほどの答弁によりますと66.1歳と高齢化しているとのことですが、後継者の決心がまだはっきりしていないと。親は、ここ10年くらいでTPP問題または先行き不透明な農政を理由に見切りをつけ、規模を縮小する可能性があり、また縮小をしてからまた後継者が戻ってきててももとの規模に戻すのは不可能に近いことに思います。せっかく築いた基盤が充実されている中、親元に戻り就農しやすい魅力ある何らかの条件を整えてあげる必要があるのではないかと思います。お伺いをいたします。

加納議長
小林町長

町長。

特に後継者に農業を継がせるという面でいけば、基本的には国の農業政策が食料自給率の確保の問題も含めて、やっぱり農業担い手が夢を持って農業ができるような、そういう施策ということについてはこれまでも国にも意見をしたところでもありますけれども、よりそういうものになるように今後とも国に対していろんな機関を通じて要請をしていきたいというふうに思うところであります。

それから、もう一つ、町の立場でいけば、本町は何ととっても農業が基幹産業でありますから、農業振興として担い手育成をどうしていくかということも極めて重要でありますから、そういう面ではどういう経営の経営形態も含め、あるいは新規就農も含めて農協あるいは農業委員会といった農業振興対策本部の中でしっかり今後の農業政策が確立されるように町としても努力をしていきたいというふうに思います。

加納議長
出村議員

6番、出村議員。

国の今の支援事業に対しては、町内においては後継者が就農されても国の給付金制度はまず活用されないと思います。では、国の支援策に準じた制度を町単独でできないものなのか、また単独でできなるとすると農協などと連携してでもできないものなのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

加納議長
小林町長

町長、お願いします。

1つは、国の農業政策にかかわってでありますけれども、この青年就農給付金もそうなのでありますけれども、実際には北海道、十勝のような農業とはなじまないということでもありますから、そういう面で

は国の農業政策が北海道、十勝のような専業地域の農業と本州でやられる2種兼、3種兼という農業と同じ基準でやるということについては私も非常に疑問を感じているところでありまして、いろんな機関を通じて申し上げているわけでありましてけれども、今後とも北海道なら北海道、十勝に適合するような政策展開をされるように、いわゆる適地適作の農業政策の展開を今後とも国に申し上げていきたいというふうに思っております。

もう一つは、担い手育成支援対策については、国の支援とうまくリンクするような対策を町、農協、農業委員会も含めた農業振興対策として進めていきたいのでありますけれども、ただその中では今の経営形態が個人経営という形態がいいのかどうか、あるいはもう少し農業生産法人というそういう経営形態のあり方についてもしっかり議論をしていく必要があるのだろうなというふうに認識をしているところであります。

加納議長
出村議員

出村寛議員。

今町内農家では、新規に就農された方から50歳まで男性の未婚の就農者あるいは従事者の方々が町内に90名近くおります。それ以外にも娘に婿さんがいれば農業が続けられる農家、そのような農家に嫁または婿不足は土幌町だけではなく全国的にも社会問題となっております。対策としては、農業委員会が管轄であり、以前から主に関西地方での交流をするなどの対策をされており、最近では青年層の方々が中心となり、身近に交流を続けておりますけれども、なかなか成果があらわれない結果となっているようです。また、新聞などによりますと町村独自で交流の場の助成を募り、小規模ながらも活動をされている町村がふえてきております。そこで、今年春先に仙台で私ども議員数名により個人的に農村花嫁募集のPRをしまいたけりけれども、それもなかなか反応がない状況でありました。遠い関西地方でなくても近い東北地方を拠点にした交流も考えるべきではないかと思っております。基幹産業である農業の衰退、農家戸数または人口減少に歯どめをかけるためにも町全体で後継者に対する支援が必要だと思っておりますけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

加納議長
小林町長

町長。

農業後継者の結婚対策については、本町の場合は農業委員会が担っていただきながらやっただけですので、なかなか今出村議員がおっしゃったように難しいということで、私も昨年来農業委員会に同じことを続けるのではなくて、新しいことをもう少し考えたらどうだということをお話をさせていただいているのでありますけれども、ぜひ来年度予算に向けても少し農業委員会と詰めた話をしながら効果がある方法を考えていきたいと、そう思っているのでありますけれども、ただ一概になかなか結婚問題ですから、右から左という

ふうに効果が上がるということではないのでありますけれども、しっかりニーズを踏まえながら、より効果が上がるということでありませうけれども、最近では網走管内の佐呂間町がテレビで報道されたとおり、そういう結婚対策についてイベントをやったという報道も聞いているわけでありませうけれども、それらも含めていろんな取り組みを参考にしながら、より効果が上がる方法を考えていきたいというふうに思っているところであります。

それから、2点目の農業後継者対策というのは、先ほども申し上げましたとおり本町の農業を充実する、継続するためには極めて重要なことでありませうけれども、ただ単に農業後継者をどうするかということではなくて、今後の農業形態のあり方を含めて町の将来、士幌の農業をどうするかということも含めてしっかり関係機関と議論をしながら確立をしていくという、そういう取り組みを今後農業振興対策本部を中心に実施をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

加納議長
出村議員

6番、出村議員。

それでは、最後の質問とさせていただきますが、先に質問をしたこととあわせ、商工業の後継者の方々への支援も必要に思ひます。また、以前から農家の新規就農者に対し、町、農協が就農祝いを行ってきておりますけれども、商工業者に後継された方々には何も行われていないのではないかと思ひますが、せめて新規就農者と同様にお祝いぐらひは行ってあげたほうがよいと思うのですけれども、お伺ひいたします。

加納議長
小林町長

町長、お願いします。

農業はもちろんでありますけれども、商工業の担い手を育成するということも、これも極めて町としては大事なことでありますけれども、ただそんな中ではここ2、3年、商工青年部の皆さんが非常に積極的に活動をしていただいているというのは、私ども大変心強く思ひているところでございまして、今年度策定をした担い手育成推進事業等を活用しながら商工青年部の皆さんの活動が地域の活性化につながるように町としては支援をしていきたいというところであります。

それから、農業もそうなのでありますけれども、就農祝金というようなことも出しているのでありますけれども、私はもちろんこれからの時代、単に就農祝金とかそういうことではなくて、やっぱり農業なり商業のこれから新しい展開をするものに対して事業に支援をしていくという、そういう時代でないかという、そういう認識でありますから、そういう方向で来年度予算以降も含めてでありますけれども、町の産業を担う若者を支援をしていく取り組みについては、精力的に取り組むをしていきたいというふうに思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

加納議長 よろしいでしょうか。終わりですか。
出村議員 終わります。
加納議長 以上で出村寛議員の質問を終了いたします。
それでは、ここで10分間、11時2分ぐらいまで、お客さんがいますので、10分間といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時02分 再開

加納議長 それでは、始めたいと思います。
質問順位3番、大西米明議員、学校現場での環境教育について教育委員長に、道の駅ピア21しほろの今後については町長にそれぞれ質問を行います。

大西議員 それでは、2点について質問をさせていただきます。
まず、教育委員長に学校現場での環境教育についてまずお伺いをいたします。町では、平成21年3月に環境宣言を行い、持続可能な循環型社会の実現を目指してバイオガスプラントや太陽光発電等の施設建設などハードの部分は町として行ってきましたが、ソフトの部分で町民への啓蒙運動や、とりわけ次代を担う子供たちに環境問題に理解を深める教育が必要だと思うが、学校現場ではどのように環境問題を教えているのか伺います。

加納議長 教育委員長、答弁をお願いいたします。
力石教育委員長 それでは、大西議員の質問にお答えいたします。
平成18年12月に公布された教育基本法では、これまで規定のなかった環境教育について取り上げ、生命をとうとび、自然を大切にし、環境保全に寄与する態度を養うことと新たに規定されましたが、それだけこの時代は環境問題に視点を当てた教育が重要になっていることだと思います。その狙いは、人間と環境のかかわりについて正しい認識を持ち、みずからの責任のある行動をもって持続可能な社会づくりに主体的に参画する人材を育成することを目指すというところにございます。

そこで、学校で行う環境教育では、豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育てること、命の大切さを学ぶこと、環境にかかわる問題を客観的かつ公平な態度で捉えることなどを重視し、自分たちのできることに目的意識を持って主体的に行動する子供を育てようとしております。子供は与えられた環境において育つというように言われますが、子供が直面する環境問題をみずから解決することで次の世代の環境をよりよいものにしようとする意識を持たせ、実践させることは大切なことだと思います。そのために学校においては、いろいろな取り組みが行われています。

その1つは、平成21年3月に町が行った環境宣言の前文に民話本「ハチドリの一としづく いま、私にできること」が盛り込まれましたが、その当時町内小学校にこの本が寄贈され、子供たちがこの民話に出会ったことによって自然保護の意識が育ったという報告があり、学校で行う環境教育には格好の教材となっております。

そのほかに各学校で取り組んでいることとして、学習指導要領に基づいて社会や理科の教科で環境にかかわる学習に取り組んでいるのはもちろんですし、総合的な学習では環境問題をテーマとした調査活動に子供が意欲的に取り組む学校もあります。また、環境にかかわる作文、ポスター、絵、標語などの作品をコンクールに出品するという形で環境への意識を高める取り組みを行っている学校もありますし、どの学校でも地域の環境浄化のためのクリーン作戦、校内におけるごみの分別作業あるいはリサイクル活動など環境問題に対応した体験活動を行っています。さらに、町の取り組みと連動してエコ活動の推進にも子供たちはかかわっており、さまざまな活動や取り組みを通して本町の子供たちは人と環境のかかわりと環境問題への対応の仕方について必要な知識を身につけつつあるのではないかと考えております。

いろいろな環境問題を子供がみずから意識し、その解決方法を考えるようになるには、環境にかかわる学習や活動をいかに主体的に取り組ませるかが大事なことだと思われまます。したがって、今後も地域の環境保護の意識を高める活動を重視し、自分ができる活動に一生懸命取り組む子供を育てることで地域の将来を担う人材を育成するという考えのもとに環境教育を進めたいと考えております。

以上を申し上げまして、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
大西議員

再質問があれば許します。11番、大西議員。

まさに委員長が言われるように、今環境問題は大変世界的にも重要な課題となっております。それで、私は環境宣言を土幌町として、環境を土幌町から守っていったらいいのではないのかと。洞爺湖サミットで環境が主体となった話し合いがあったときにそういう提案をして、町長もそれに賛同していただいて環境宣言をしたと。環境宣言をしたということは非常に重いものだと思っています。ただ入り口に看板を環境宣言の町と上げるだけではだめなのだと思います。

それで、町としては先に書かれたようにハードの部分は今順次やって、町の基本計画の中では10年間で新エネルギーで3,000 tのCO₂削減を目標として今ハードの部分ではやっていますけれども、ソフトの部分はどうも、私も常々議会や何かでも学校教育の中でそういうものを教えられないのかという、なぜ私が学校教育の中にそういうものが必要かと言っているのは、今の大人、CO₂削減を何ぼしゃべってもなかなか理解できない。今回の節電にしても、節電しないとだめだよ

と言われても何か理解できないかなと。子供たちは、それを素直に受け取ってくれて、素直にやっぱり行動に移す。それがまた家庭に行ってそれをやることによって、親たちもそういうことを子供から教えられて社会が変わっていくのかなと思うので、今回はそういうことで質問をさせていただきました。

今まさに地球全体が温暖化、南米、北米の異常乾燥、それからグリーンランドの氷が全面的に解けたとか、北極の氷が今観測史上最低の面積になってきたとか、国内では九州の昔は豪雨、ゲリラ豪雨、これが今回はその言葉がなくなったのか、今まで経験のしたことのない大雨というような、だんだん、だんだんハードルが高くなる。ランクが上がって行って、これ以上何と命名するのかなと思うぐらい環境に天候がいろんな災害を起こしている。

それから、今北海道でも2030年には2.6度の平均気温が上がると予測されています。2.6度といっても普通の2.6度と違って平均の2.6度ですから、相当北海道の農業にも影響を与えるのだらうと思っています。このCO₂が環境に与える影響、温暖化に与える影響がCO₂だけではないと思うけれども、CO₂が大きな要素になっているのだと私は思っています。それで、3年前には鳩山総理が国連の場で国際公約で1990年ベースで2020年には25%削減すると。それが今1999年から30年たつと、25%が40%ぐらい削減しないとその公約は達成できないのかなと。鳩山総理がいいかげんなことを言ったのでないかと国民は言っていますけれども、一国の総理が国連の場で世界に発信した以上、それに向けてやっぱり努力を国民はしないとしないと私は思いますし、今は3.11以降、脱原発という話の中で原発を全部とめた。今は大飯原発だけは再稼働しましたけれども、北海道でも今まで40%原子力に頼っていた発電が今はそれが動いていないということでとまっていた火力発電、火力発電を再稼働させて今40%を補っているわけですが、そうだと化石燃料を燃やすことによってCO₂はずごい量を排出されるのだと思うのです。だから、脱原発だけを訴えても、そうしたら環境問題でそういうのはどうするのだと。とはいえ、子供たちにその大きな問題を突きつけてもなかなかそうはいかないのだと思うのです。ですから、環境宣言の前文に出た南米の民話「ハチドリの一としづく」、これなんかは子供たちにぜひ理解をしてもらって、そしてまた家庭の中でも町民にそういうこと、自分ができることを一つ一つ小さいことでもやっていくのだという意識になっていただければ、少しでもCO₂を削減することがやっぱりこういう異常気象をなくする一つの方策なのかなと思っています。

ただ、この答弁書を見ると、何でこんな書き方をするのかと。その「ハチドリの一としづく」の民話を読んで、自然保護の意識が芽生えたというような表現になっているけれども、決して「ハチドリの一

としづく」というのは自然保護、それは大きな目で見れば自然保護になるかもしれないけれども、自分のできることを小さくてもコツコツやろうということがあの民話の中に入っているし、あの民話は世界の環境問題の中に絶対出てくる民話なのです。ですから、こういう表現をしているのは、本当に学校でその民話が理解されているのか、まずそれを聞きます。本当に理解されているのか。自然保護にどうしてあれが理解できるのかがわからないのです。順次その答弁書の一つ一つお聞きしたいと思います。まず、それをお聞きします。

加納議長　さまざまな現場のこともあるでしょうから、教育長並びに委員長でお互い答弁できるようよろしくお願いいたします。教育委員長。

力石教育委員長　私の答えられる部分をお答えした後、教育長に補足していただきたいと思います。

最後に「ハチドリのひとしづく」の民話の本を配ったことが子供たちに本当の環境の自然保護にストレートに役に立っているのかということでございますけれども、大西議員言われるとおり、あの民話本の言っていることは自分のできることを、それが小さいことであってもやるのが大事なのだよと、みんながそういう意識で一つ一つ小さいことをやっていけば大きな力になるのだよということを言っている本でございますが、子供は例えば学校で行っているごみの分別にしてもその民話本のそういう一滴という発想で一生懸命取り組んでいます。クリーン作戦といって通学路なんかの空き缶拾いも毎年やっていますけれども、一つ一つそういうことに真剣に取り組むその意識のもとには、やはりその本が役に立っていると私は思っております。環境問題にしてもやはり小さい一つ一つの積み重ね、まさに「ハチドリのひとしづく」から出発するという点では、子供は素直に受けとめて自然保護に自分たちは役立ちたいという思いでやってくれていると思っております。

それから、大人はなかなか意識が変わらないから、子供の教育によって将来の環境問題を託したいという思いを言われましたけれども、やはり大人も変わらなければいけません。大人は子供の手本にならないといけないということを私たち教育委員会はずっと訴えておりますので、この環境問題を通じて大人も子供も意識を変えていくということが大切だろうと思います。

あと補足する部分は、教育長のほうからお願いしたいと思います。教育長。

加納議長　神野教育長　この民話本の内容で子供たちが自然保護の意識が育ったという、そういう学校からの報告でありますけれども、内容からすると山火事を消していったというその内容が自然保護ということになりますが、大西議員が言われているとおり環境に関することについては、ただそれだけではなくて広範ないろいろな意味を持ちということでもありますの

で、そういったことを含めて今後子供たちに指導するように学校のほうにも指導してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

加納議長
大西議員

再質問があれば、11番、大西議員。

それから、各学校でいろんなことを取り組んでいます。どこの学校は、小学校7校、中学校、高校も教育委員会の担当ですから9校あるのかと思いますけれども、その中で一つ一つの学校でいろんなことをやっている、取り組んでいますよというような報告があったのですが、これは教育委員会としてこういう指導をしてほしいと。言ってみれば学習指導要領にのっとって、学習指導要領の目的はどこでも公平な教育を受けられるような、ここだけいい教育、こっちはというふうにならないように全国共通のために学習指導要領があるのですから、なぜここのところは作文だとかポスターだとか絵、環境にかかわるものをやっていますよとか、こっちは分別をやっていますよということではなく、1つとして最低限、地域があります。新田の小学校はグリーンクラブですか。そういう月のあれをやったりなんかしていますし、そういう立地条件も多少はあるかもしれないけれども、みんな統一して一つの目標があるべきだと思うのです、教育委員会の指導の中で。みんな環境教育をなささい、学校にお任せしますという体制でいっているのか、教育委員会としてやっぱり環境教育の中でこういうものを作ってほしいという指示を出しているのか、それについてお聞きします。

加納議長
力石教育
委員 長

教育委員長。

私からお答えし、不足するところは教育長から補っていただきます。

あくまでも公教育は公平であるという観点から、学習指導要領にのっとったことはきちんと教えなければならない。それは、各教科の中において教えております。ただ、文科省が2002年の教育改革以来、一貫して目指しているのは全国が金太郎あめ教育になってはならないと。各地域の特性を生かした教育、土幌町なら土幌町独自の教育、各学校の特徴ある教育、いわゆる指導要領から逸脱しない範囲で各学校、各地域の特性を生かした形で幾らでも膨らませてもいいという考えでありますので、総合学習なんかはまさにその各学校の特色を生かしてやるべきという点で学校の特色ある活動につながっている。あくまでも基本的なことはきちっと教えた上での膨らましであると考えていただければと思います。

加納議長
神 野
教 育 長

教育長、何かありますか。ないですか。

今委員長のほうから答弁した内容が全てということになりますけれども、例えば総合的な学習の時間の中で環境あるいは自然、そういったものについて取り組むことができるようになっていきます。私どもは、大西議員先ほど指摘がありましたけれども、宣言をしてしかるに何をするのかというようなことだというふうに思いますが、その宣言をし

た趣旨あるいは環境基本計画なるものについて、町として重要施策として取り組んでいることについて、各学校、先生方に浸透を図っていくということでこの環境に対する教育の充実を図っていききたいというふうに思っております。

加納議長
大西議員

再質問があれば。11番、大西議員。

委員長が今学習指導要領のことを言った。だから、私言ったでしょう。全国でなく、土幌町でもその地域、地域のはあるけれども、最低限しなければならぬことを教育委員会が指導しているのかという、それを言葉格好よく全国の金太郎あめだとか、そんなことは聞いていないのですよ、私は。だから、先にちゃんとそれを私は知っていて言っているのですから。新田のグリーンクラブだとか、いろいろな中士幌だとか、土幌の小学校は町場ですからまた違うということを言っているのですよ、私は。同じことをオウム返しに言われても困るのだけれども、私が聞いたのはちゃんとこういうことをやっぱり最低限でも学校で取り組んでほしいということを教育委員会としての指示はしたのかしないのかということを知っているのです。

加納議長
力石教育
委員長
加納議長
大西議員

教育委員長。

学習指導要領にのっとってきちんとやるという指導は、いつも徹底してやっております。

大西議員。

どうも話聞いていると、指導要領にのっとって各学校で自主的にやっているというように理解をします。ぜひやはりある程度、余り各学校でばらばらでなく、ある程度1つのものについてはきちっとやるということが必要なのではないかなと。

そこで、今年ですか。中士幌の児童ステーションで、サタデースクールの中で防風林の伐採の跡、ヤチダモを500本、子供たち、それから父兄も入れて110人、町長も出席したということではありますが、その中に十勝振興公社の森林に対する人たちが来て、この木を植えることによってCO₂削減がどのくらいできるのだとか、いろんな話を聞いてもらったみたいですが、こういうものに教育委員会がかかわっていないということは、子供たちが行っているのですから、どういう理由でこれかかわらないで、サタデースクールも言ってみれば教育委員会の管轄の中ですから、これだけのイベントになって町長も出ているとなれば教育委員会もひとつ、産業振興課がかかわるのでなく、やっぱり教育委員会もきちっとかかわって、その中で振興公社から来る人たちに対して教育、どういうことをしているのかも聞いたり、やっぱりこういう指導をしてほしいとかいう要望があつてしかりだと思ふのです。知らなかったからかかわらなかったのか、教育委員会と関係ないからかかわらなかったのか、その辺についてはどうして。

加納議長

教育長。

神野教育長 サタデースクールの中で取り組んだということはちょっと聞いていなかったのですが、いずれにしましてもサタデースクールとしての取り組みであれば教育委員会がかかわっていないということではありません。そういった面では、連携が十分図られていなかったというふうに指摘されても仕方がない内容だというふうに思いますので、十分今後気をつけてまいりたいというふうに思います。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 私は、これは大したいい、子供たちの教育をするいいチャンスだったと思うのです。今後とも学校林の伐採も始まってくるところし、防風林のまた植樹も始まってくるとも思いますけれども、子供たちにCO₂削減と言ってもなかなかわからないのです。私らもよくわかりませんから、だから大人はなかなかそれに対してやらないのだろうと思うけれども、子供たちの何でもいいです。修学旅行にも40何人行きますけれども、この学校で何人修学旅行に行って帰ってきましたと。あなた方がこの行動をやることによってCO₂はこれだけ出たのですよと、それを相殺するためには木を何本植えなければならないのですよというぐらいな教育をこれからしていったらどうかと。カーボンオフセットです。そういうのもこれから、このときもそういう指導もあってもよかったのだと思いますけれども、今後そういう機会を持って子供たちにぜひそういうことをやっていただきたいと思うのですが、その辺については教育長、どう思いますか。

加納議長 教育長。

神野教育長 行動を起こせばCO₂が発生するというようなことのその内容については、環境教育の中でも十分取り組んでいかなければならないというふうに思っていますので、全てについてそういうCO₂に換算してというようなことができるかどうかは別にして……

(何事か言う者あり)

神野教育長 そういった機会を捉えて、ぜひ子供たちにも指導をするようにしてもらいたいというふうに思います。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 これ先ほどから言っているような各学校共通のものをやって競わせるというのもちょっと語弊があるのかもしれないけれども、各学校ごとにこれとこれをやるとか、いろんなことがあってもいいのだと思います。いろいろ調べると、文献にいろんなものがありました、実践校の。それで、一番近いのは帯広市が環境に優しい活動実践校というのを、多分知っていると思いますけれども、その運動をやっているのです。それが私の今回の質問の一番先に言った話と同じように、まず狙いとしては環境問題に主体的にかかわり、行動する実践力を身につけることを一つの狙いとして、そしてイコールどうかというと家庭や地域への環境意識の拡大ということが、私は一番今回子供たちにやって

ほしいのはそういうことだったので。

それで、その取り組んだ学校の感想の中には、家庭ではつけっ放しの無駄な電気は消すように心がけるようになったとか、家では暖房は余り使わないように厚着をするようになった、部屋で暖房を使うときはドアをきちんと閉めるようになったとか、そういうきちとした各学校で同じようなことをやると、そういう効果が出てきて家庭で子供がやれば、委員長の言う親が子供の見本にならなければならない、これはもっともな話なのです。だけれども、今環境問題についてはなかなか親が子供の見本になれない。そうしたら、子供たちから考え方を教えていかないと、それがまたイコール親に行かないと、行けばそれは幸いだと思うのです。だから、親を今教育したってなかなか環境問題なんかを理解なんかしてくれる人は、何か講演をやれば、うん、そうかと思って帰ると思うのですけれども、また家へ帰ったら実践にはなかなかならないのだと思うのです。ですから、子供からそういうものを、水でも出しっ放しにしていると、お父さんその水出すともったいないよとかという子供の指摘によって親は注意して電気を消したり、水を閉めたり、シャワーを出しっ放しにしなかったりするのだと思うのです。そういうことによって、それこそ「ハチドリの一としづく」だと思って私は今回質問をさせてもらったのですが、この帯広市は認定校をつくって教育委員会がその調査をするということなのですが、基本となるのは国際基準のISO14001を参考にしてやっていますが、うちでは町長が環境自治体会議の道北ブロックの代表幹事でありますから、その中でL A S - E、今も土幌町としてはL A S - Eをやっていますね。そういう人も今小学校や何かも学校を回って調査もしていますから、そういうISOの14001をやるよりはL A S - Eで各学校で取り組んだところをきちっと調査をしてもらって、そういう学校については認定証を渡すとか、いろんな方法はあると思うのです。帯広みたいに、認定証は渡していますけれども、土幌町は土幌町の独自の何かを学校に与えていくというような考え、その運動の考え方はどうですか、ありませんか。

加納議長
力石教育
委員長

教育委員長。

先ほど子供によって大人の意識を変えていくと大西議員言われましたけれども、その兆候は既にいろいろごみの分別等、子供が学校でそういうものを教えてもらって、帰って母親にその話をして母親の意識が変わったというような話も学校から報告を受けておりますので、私が言いましたのは両面が必要であるということで大人の意識の改革も言いましたけれども、子供の意識の改革によって大人が変わっていくという現象はいろんな場で起きておりますので、そのことも先ほどちょっと言葉足らずでしたので、申し添えておきます。

それから、大西議員がいろいろアイデアを提案していただきました

けれども、やはり子供の励みになるいろんなアイデアを活用するというのは非常に大事なことです、いろいろ委員会の中でも検討して頑張っていきたいと思っております。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 ちょっと話を変えますけれども、環境省で環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律というのが今年の10月1日、来月の1日から施行されます。それは、教育委員会は知っているのか知っていないのか、ちょっとまず先にそれを。

加納議長 教育長。

神野教育長 言葉だけは知っていましたが、その中身、内容については、私自身は十分理解をしていない状況です。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 実は、私は今までの問題とあわせて、今度法律が施行されたらどういふことを教育委員会として子供たちに教育していかなければならないかということでいろいろ調べてみました。そうすると、驚いたことにこの来た答弁書を見たら、私はその内容があるので、それを1つずつこういうことがあるからやったらどうだとしゃべろうと思ったら、答弁書にそのまんま一字一句間違いなく書いてあるのです。どうしてこれが出てきたのかわからないのだけれども、教育長、そこで学校で行う環境教育ではという中に、まず一番初めに豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育てること、それから次に命の大切さを学ぶこと、それから環境にかかわる問題を客観的かつ公平な態度で捉えることと書いてあるのです。これ今までもうやってきたのですか。これ公布は6月29日に公布していますから、だから10月1日から施行されるのですが、ここに書いてあるというのはどうしたのかなと。だから、この答弁書、何かのこういうものをよく見ながら、誰がつくったのかわかりませんが、作文もこうやって美辞麗句を書いたのかなとしか思えなくなってしまうのです。びっくりしました。一字一句間違いなくこういう環境省の今度の環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律の中に書いてあるやつなのです、これ。

今まで今言った豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育てることとか、命の大切さを学ぶこととか、環境にかかわる問題を客観的かつ公平な態度で捉えることを重視と。その最後の部分というのは、すごく何か子供にはわかりにくいだけれども、これはどういうことを意味して今まで子供たちに教えていたのですか。

加納議長 教育長。

神野教育長 たしか環境……大西議員が言われた法律の施行についてでありますけれども、今までもそれに類する法律があって、今回全面改正で新しく施行されたというふうに思っております。それで、学校で行う環境教育については、ここにその書いてある内容が全て同じかどうかはち

よっと私も理解はしておりませんでしたがけれども、基本的なもの、基本的な考え方そのものはこういうことであると。改正前の法律あるいはそれに基づく学習指導要領などで環境問題、環境教育を進めていく考え方はこういう内容であるというふうに理解をしておりますので、そういった面でこういった内容の答弁をさせていただいたということでもあります。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

教育長、この法律は名前は聞いたことありますけれども、内容についてはわかりませんと言って、そういう文言は多分あるのだろうというような話を今しておりますけれども、一字一句同じなのですから。ということは、何かを見て書いたのだと思うのです、この答弁書。考えられないでしょう。私、こういう法律が10月1日から施行されるから、こういうことを大事にして教育してほしいということを言おうと思って見たら同じこと書いて、それでちゃんとそれには内訳が書いてあるのです。こういうことを教えなさいとか、こういうことをやるべきだとかということを書いてあるのです。だから、それを最後に言ってやめようと思って調べて自分なりに勉強をしてきたら、書いてある文言が一字一句同じだったら、本当にこの答弁書に書いてあることが真意があるのかと疑ってしまいます。本当にやっていることをきちっと書かないけれども、どこかから、新しくできる法律の何かを参考にして書いたとしか思えないのです、一字一句同じなのですから、3項目びたっと。ですから、ぜひこの議会で我々が真剣に質問をしているのですから、答弁書はきちっと実際にやっていることを書いてもらわないと、ただただどこかの文献からとってきて美辞麗句を並べられても困るのだ。本当にやっていないことなら、やっていなくたってしょうがないのですよ、こんなもの。それでないと、この一般質問をやっている意味なくなってしまうのです。この答弁書なんかは私もう疑ってしまって、本当かよと思いますよ。誰しも聞いたたらそう思いますよ。10月1日からの施行される法律の文言が一字一句間違いなく、今までやっていましたと書かれたら。ぜひそういうことは是正して正しい答弁書を、格好よくなくてもいいのですよ、泥臭くたって本当のことならば。教育長、どうですか、それ。ぜひちゃんと答弁書をつくってくださいよ。

加納議長
神野
教育長

教育長。

一般質問を受けて、私どももいろいろ勉強しながら答弁書をつくりましたけれども、ここの内容については環境教育の理念を書いていることであって、これを実践しているというような、そういう内容でないというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。きちっとした答弁書というふうに言われましたけれども、きちっとした答弁書を、答弁をできるように精いっぱい努力しているつもりであります

が、不十分な面はお許しをいただいて、今後さらに努力してまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきますようによろしくお願ひ申し上げます。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

だから、教育長も勉強、一般質問が来ると勉強をすると言うけれども、我々も本当に勉強しているのですよ。この大勢の前で恥かくのも我々嫌だし、真剣にやっぱり勉強しながらこういう討論をしているのですから、ぜひそういうところは理解してきちっと、私を感じていることと、こういう美辞麗句だけ並べてもらおうと困るので、ぜひそれでやっていただきたいと思います。教育委員会の質問についてはこれで終わります。

それでは、続きまして町長に道の駅ピア21しほろの今後についてを伺います。町は、平成元年度に町の活性化と農畜産物の消費拡大を図ることを目的として、ピア21しほろを国道241号の土幌市街入り口に設置し、平成9年4月に道の駅ピア21しほろとして登録されましたが、今では建物や設備も老朽化し、駐車場も手狭となっています。昨年は、道東自動車道も全線開通し、また今年度中には国道274号別線ルートも開通の予定となっており、本町を取り巻く交通体系が大きく変わっていますが、道の駅ピア21しほろの今後をどのように考えているのか町長に伺います。

加納議長
小林町長

町長、答弁お願いします。

それでは、大西議員の2問目の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今お話がありましたけれども、ピア21しほろは町の活性化と農畜産物の消費拡大を図ることを目的として、国道241号の土幌市街入り口に昭和63年度から施設整備を開始し、平成元年7月にオープンをしたところであります。その後、身障者対応トイレを増設して、平成9年4月には道内で44番目、十勝管内5番目の道の駅として登録されました。

ピア21しほろは、施設設置と同年度に設立した第三セクターの株式会社土幌物産振興公社により運営され、しほろ牛を使ったステーキを初めとする地場食材を活用したレストラン、主にアイスクリーム、ソフトクリームを販売しているテイクアウトコーナー、JAから委託を受けて販売している物産館、24時間対応のトイレ、駐車場から成り、年間利用人数はここ数年おおよそ12万人前後で推移しているところがあります。大西議員のおっしゃいましたとおり、建設後24年を経過し、建物の老朽化や国道と西2線及び24号道路に囲まれた立地条件にあることから、駐車場が手狭になっていると認識をしているところがあります。

また、国道274号別線ルート土幌防災事業が平成20年に採択され、

今年度に完成、供用開始される予定であり、昨年11月から庁内関係課で打ち合わせを開始し、本年2月には国道274号別線ルートを生かした拠点形成庁内プロジェクト推進会議を設置し、基礎的な調査等を行い、本年8月には国道新ルートを生かした拠点づくり検討委員会を町、農協、商工会の3団体で設置し、作業部門として3団体の担当職員による検討ワーキングチームを、さらに庁内調整会議を置き、国道新ルートを生かした拠点づくりの基本計画案策定に向けて本格的に検討を開始したところであります。

なお、道の駅ピア21しほろの今後をどのように考えているかとのことでありますが、ただいま申し上げました国道新ルートを生かした拠点づくりの検討の中で現在の道の駅ピア21しほろのエリアについても一体として検討することとしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

加納議長
大西議員

再質問があれば許します。11番、大西議員。

いつものパターンなのかなと思いますけれども、私がどうなのかなと町長の考え方を聞いたのですが、何だか推進会議だとか、検討委員会だとか、調整会議だとか、何かたくさんそういう会議をつくって、そこで検討するのということだと私はこれ以上質問のしようがないのです。私は、検討委員会の考え方も聞いているわけではないのですから、町長としてどうなのだという考えを私は聞きたいので、そこで少し聞いてみますけれども、2月にできた国道274号別線ルートを生かした拠点形成庁内プロジェクト推進会議、それから8月にできた国道新ルートを生かした拠点づくり検討委員会、それから3団体の担当職員による検討ワーキングチーム、さらに庁内調整会議、いろいろありますけれども、主体的にどこが、まず初めにこの4つの会議や何かがありますけれども、この会議に何人ずつぐらい人数が配置されて、今まで何回ぐらい会議をやったのか、まずお聞きします。

加納議長
小林町長

町長。

まず、本年2月の推進会議でありますけれども、主には庁内の総務企画課、産業振興課を中心とする職員で構成して、平成23年度予算の中で基本構想ということで基礎的な道の駅のあり方であるとか実態調査をするという、そういう調査をしたところであります。今年8月に、一応先般農協の組合長さんあるいは商工会の中村会長さんともお話をして、基本的には町、農協、商工会の3団体で検討委員会をつくろうということにして、具体的には3団体の事務担当者におけるワーキングチームをもとにつくったところであります。さらに、庁内会議は庁内のいろんな手続、いろいろな関係を含めて庁内会議において検討していくというものですけれども、基本的にはどんな施設にするかというのは町、農協、商工会の3団体でつくる検討委員会の中で今後精力的に検討しながら基本計画案を策定してまいりたいというふうに考え

加納議長 大西議員 11番、大西議員。
 大西議員 これだけいろんな会議があると複雑になっていくのだと思うのですが、これはこれとして、もうこれ以上聞いてもしようがないので、私はもうそれはちょっと抜かしてお聞きします。
 それでは、町長の公約に拠点づくり、274の別線ルートを基本とした拠点づくりを公約に上げていましたけれども、その拠点というのはどういうものを構想して公約の中でああいう話をしたのか。まず、町長の構想、この会議だとかプロジェクトチームだとか、それはもう別にして町長の考え方をまずお聞きします。

加納議長 町長。
 小林町長 今回の4期目の公約の中でもお話をしたわけでありすけれども、今回274号線と241号線が交差するという国道のルートができるわけでありすけれども、以前に議会にもお話ししたとおり、あそこに今後町としても用地を確保しながら、必ずしも道の駅ということだけでなく道の駅の機能を含めた国道交差という機能を生かした拠点をつくっていききたいということでありすから、基本的には道の駅のような例えば特産品を販売する販売施設あるいはレストラン、加工ということになるわけでありすけれども、それとあわせて防災道路でありますから、防災等多様な機能が持てるように今後町はもとよりでありますけれども、農協、商工会と十分協議をしていききたいわけでありすけれども、その中には今の現行のピア21についてもエリアとしても検討していききたいというふうに思っております。

加納議長 大西議員。
 大西議員 ちょっと今の答弁でわからなかったのは、防災機能を兼ね備えた。あそこに消防署を持っていったりなんかするのですか。その防災機能というのは、どういうものを指して防災機能と町長は考えていますか。

加納議長 町長。
 小林町長 まだ具体的にこれを置くということではないのですけれども、もう少しいろんな関係機関、開発、自衛隊等も含めて協議をしながら、せつかくの国道ルートですから、美濃市の道の駅も防災機能を持っているということがあるのでありますけれども、例えば防災も含めて、ただあそこに何かをつくるということではなくて、いろんな機能を持たせていききたいと思っておりますし、さらにあそこのエリアだけでなくピアあるいは土幌市街の商業施設も含めたそういうエリアとしての整備を図っていききたいというふうに、そういうふうに思っております。

加納議長 11番、大西議員。
 大西議員 道の駅も含めたということでありすから、道の駅があっちのほうに行くのかなというのは頭の中に想像できる。その中に町長の言ういろんな機能を兼ね備えたものということで、私が今思っているのは、

今は言ってみればピア21であそこの職員がいろんなものを研究している
ろんな新しい食材、アイスクリームにしても、いろんなケーキだとか、
そんないろんな製品を出していますよね。それで、聞いてみるとなかな
かな研究する金もないのだと。それで、今つくったから今すぐ売れる
かという、1年後に火がついて売れ出すのか、3年後になるのか、
また全然売れないで終わるのかというものもあると思うのです。

そこで、今町長が推進している農商工連携、今まで多少商工会も新
しい製品をつくったりなんかしたのですが、どうしてもつくる場所が
なかったり、研究する場所がないということでありますから、ぜひあ
の施設の中にそういう農商工連携、商も工も余力ないので、農と違
って。なかなかそれを団体で、商工会という団体の中ではできるけれ
ども、1個の商店だとか工だとかがやるということはなかなか難しい
のだと思うのです。ですから、あそこにそういう拠点をつくってくれ
て、そこで研究費をある程度出してもらって、そこでピア21の新製品
をつくるなり、また農商工連携で新しいものをつくって全国に発信す
る、そういう拠点をつくることによって農商工連携がスムーズに行く
のでないのかなと。今は何か農商工連携も行き詰まってしまってさっ
ぱり前に進まないような状態になっていますから、そんなことは町長、
どうですかね。町長の考えの中にあるかお聞きします。

加納議長
小林町長

町長。

私もやっぱり今大西議員がおっしゃったように、あそこで何か物をつ
くってそれを使うという考え方は持っていないので、そういう意味
では農協、商工会としっかり協議をしながら進めていきたいと思うの
ですけれども、農業もこれからいろんな国際化の中で新しい展開をす
るということで、農家の女性の皆さんにいろんな販売、加工というこ
とも、そういうものを促進できる、あるいは商工会も農商工連携とい
うことでいろんな取り組みをしているのでありますけれども、そうい
うことも生かせるということでありますから、ですからあそこを何か
使って、商工会の皆さんに使っていただくということではなくて、こ
れから商工会としてどういう商業振興を図っていくかという、そうい
うものが生かせるような視点を持ってしっかり検討をよくしていきたい
なというふうに思っています。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

今の土幌物産公社の定款を読みますと、定款の目的、設置の目
的、第2条の中では農畜産物の消費拡大のための牛肉、バレイショ、
牛乳等の調理、加工、販売、それから2として地域産業に関する食品
の企画、立案、販売及び販売の促進ということで、これが定款にきち
っと入っていますから、今私の言ったそこで研究をして新しい製品をつ
くって全国で販売するということは、この定款にのっとなって何ら問
題もないし、やりやすいのだと思うのです、定款変えなくてもいいで

すから。ですから、ぜひ農商工連携のこともありますし、ピア21のこれからあそこの職員もいろんな品物をマスコミに一生懸命出してもらって、そして土幌のPRもしてもらっていますから、新しい製品をつくるのに研究費がなくてつukれないのだみたいな話ではなく、ああいう場所を今度さらに進歩させてやっていただきたいと思うのですが、どうですか。

加納議長
小林町長

町長。

当然1つは発信をしていく、あるいは販売をするということなのでありますけれども、6次産業化あるいは農商工連携を進める上でも研究、検討をしていくということは極めて重要なことでもありますから、できればその検討の中でそういう役割も果たせることを視野に入れてぜひ検討してみたいと思います。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

このいろいろ会議がありますので、やはり農協、商工会、町の職員の会議の中にもある程度、町長の公約ですから、そういうこともやっぱり理事者の考え方も反映させないと、そこで独自の町長の考えていないところへ行ってしまうたら、町長の公約は何だったということになりますから、ぜひ町長の思いもその会議の中に入れてもらって、こういうことをやったらどうなのだというような話をしてもらいながらその新しい拠点、だから道の駅でなく拠点でいいのだと思うのです。その中の核となるものが言ってみれば道の駅ピア21だと思うのです、私は。そして、それに防災施設だとかいろんなものが付随していく。そこに人が集まるということだと思うのです。ぜひ今年いっぱい別線ルートも供用開始するようですから、土地の取得もなかなかまだ、去年はその取得をするのだというような話が議員協議会の中でありましたけれども、まだ取得はされていないみたいでありますから、もうちょっと早く進めてもらわないと、ピア21のあそこの駐車場もいつ行ってもよくあそこで事故起きないなというぐらいの状態でありますし、子供がひかれたこともあるみたいです。ただ、ひかれて体の上を通ったけれども、大事に至らなかったということでもありますし、やはり子供が来て走って歩いたり、車があんな狭い中にあれだけ走って歩くといういろいろ事故もあっては困りますので、なるべくこの歩みを早めて、別線ルートできるまでには無理ですけれども、なるべく早いうちに完成をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

加納議長
小林町長

町長。

今回の拠点づくりについては、1つは国道の新しい交通ルート体系ができるということと今のお話がありましたとおりピア21が狭い、あるいは老朽化しているということをあわせて、それで新たな拠点をつくるというものでありますけれども、土地についても前回の議員協議会でお話ししたとおり、2町歩くらいを購入をしようということで予

定をしているところでありますけれども、これは農地法の手続等のいろいろな手続があるということでありますし、それと先ほど申し上げましたとおり、単にあそこのエリアに施設をつくるということではなくて、多様な機能を生かしながら農業あるいは商工業はもとよりでありますけれども、町の活性化に対応する、そういう機能、拠点づくりをしたいということなのですからけれども、早くということでありますけれども、できるだけ精力的に取り組むのでありますけれども、じっくり検討もしていきたいと思っておりますので、それらの中身については都度議会とも十分協議をさせていただきながら意見をいただきたいと思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

加納議長 よろしいでしょうか。

大西議員 はい。

加納議長 以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

ここで昼食休憩とさせていただきます。

午後 0時00分 休憩

午後 1時10分 再開

加納議長 それでは、昼食休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順位4番、中村貢議員、学校でのいじめの実態と対策について教育委員長に質問を行います。

中村議員 教育委員長に学校でのいじめの実態と対策について質問させていただきます。

大津市での中学2年生男子の自殺事件は、いじめが原因によるものであり、あってはならない事件が起きてしまいました。全国の子供を持つ保護者にとって、学校や教育委員会の対応のまずきにどれほどいら立ちを感じていることでしょうか。

そこで、昨年9月に同僚議員が小中学校でのいじめの実態について一般質問をした際に教育委員長は、深刻ないじめの状況はないというように受けとめておりますと答弁しておりますが、その後のいじめの実態と対策について伺います。あわせて、全国的に注目されておりますいじめを繰り返している児童生徒を出席停止にできる制度の積極的運用や警察の学校介入について、教育委員会としての見解を伺います。

加納議長 教育委員長、答弁をお願いいたします。

力石教育 委員長 それでは、中村議員の質問にお答えいたします。

滋賀県大津市で起こった中学2年生男子の自殺の事件は、議員が言われるように決してあってはならない事件として社会に大きな波紋を投げかけました。この事件を通して、いじめを発見したときの適切で迅速な対応の必要さと大切さを改めて認識したところでありますが、

本町の最近の状況について質問の1点目に答える形で説明申し上げます。

以前質問があった際にお答えしたこともありましたが、本町においては児童生徒の日常生活の中では、いじめは起こっているという事実がございます。今年8月に道教育委員会が学校に対して実施したいじめの調査がありました。その結果が今のところいじめに関する最新の資料となっておりますが、調査結果によりますと本町の小中学校及び高校では件数は少ないものの、いじめはあるという事実を子供の回答から確認することができ、その中身については悪口を言われる、仲間外れや無視される、たたいたり蹴られたりするということがほとんどでありました。その結果からは、以前お答えしたように本町においてはいじめはありますが、深刻な状況は見られないということでありませ

す。いじめ防止や早期発見のための学校の取り組みではありますが、今は町内全ての学校でいじめ問題について点検項目を設け、年2、3回定期的に点検し、そこから明らかになった課題については全教職員が共有し、組織的に対応して解決を図っております。また、全ての学校でいじめに関する校内研修も行っており、いじめの未然防止と起こった場合の適切な対応については、教職員は継続的に実のある研修を行っております。

次に、2点目の質問ですが、いじめを繰り返す児童生徒に対する出席停止の制度の運用や警察の介入について考えをお答えいたします。本町では、今のところ具体的に考えなければならない状況にはありませんが、大津市の事件では学校と教育委員会の不適切な対応、具体的には迅速さや誠実さを欠いた対応がその後の世論の大きな非難につながったことを真摯に受けとめ、いじめがあればその実態や状況に応じて必要な措置と対応を迅速に、かつ慎重さを持って積極的に行うように努めたいと考えております。ただ、最も望ましいことは、制度や警察の力をかりるような状況にならないことだと考えますので、周りの大人がこれまで以上に児童生徒の生活にきちんと目を向け、地域の子供として見守っていく必要があると考えます。

以上を申し上げ、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
中村議員

再質問があれば許します。9番、中村議員。

再質問に入る前にちょっと確認をさせていただきたいのですが、教育委員会としての会議を持たれたかどうかを先にお伺いしたいと思います。

加納議長
力石教育
委員長

教育委員長。

先般の教育委員会の中におきまして、土幌町として毅然な態度でいじめに対処するというその中身について、いわゆる警察の協力も必要

のあるときには抑止力にもなるので、活用する必要があるだろうと。ただ、先ほど言いましたけれども、土幌においてはまず早い段階でいじめの芽を摘む、それが一番大事であるという確認もいたしております。

加納議長 9番、中村議員。

中村議員 済みません。そういうことでなくて、今回のこういう大きないじめが発生した関係上、その間に教育委員会を開いたかどうかだけを今聞いているので、それだけ。開いたか開かないかだけお聞きしたいと思います。

加納議長 教育委員長。

力石教育委員長 この事件があったことによる緊急の委員会を開いたかどうかということでございますか。緊急の委員会は開いておりません。定例の委員会の中で協議したということでございます。

加納議長 9番、中村議員。

中村議員 それでは最初に、この大津市の問題に端を発しまして、再びいじめが大きな問題となっているわけです。この事件が明確になってからそれぞれの自殺に遭われている親が勇気を持ってそれぞれ告発をするということで、例えば長崎の女子生徒が自殺した問題についてもやはり女子生徒が音楽活動をしていてその楽器を壊されたと。その壊されたことに対して代金を払えと。いわゆるこれは恐喝になると思うのですけれども、そういうような問題がそれぞれ生徒が勇気を出して告発していると。それから、これは埼玉警察署の事件ですけれども、実際にたばこの火をつけられた子供が帰ってきたと。服を脱がせたら内臓関係がうっ血していたということで、学校を通さずに父兄とその生徒と一緒に警察署に行きまして、今それも問題になっているということで、そういういろんな事件が今起きていて社会的にも問題になっていますけれども、前回も同僚議員が聞いたのですけれども、再度いじめの定義についてお伺いしたいと思います。

加納議長 教育委員長。

力石教育委員長 これまでのいじめの定義というものにおきましては、自分より弱い者に対して一方的に心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものという定義でございまして、一方的にとか継続的にとかいう言葉の解釈の仕方によってなかなか報告に上がってこないこともありまして、新しい定義においてはいわゆるいじめられている側の気持ちに立って、当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの、だから精神的な苦痛を感じたと本人が訴えればそれはいじめであるという、そういう定義に変わっておりまして、アンケート調査などのときにもそのことをよく説明をして、嫌なことを言われたり精神的に苦痛を感じたときにはいじめられたと書くのだよという形でアンケ

ート調査を行っております。

加納議長
中村議員

9番、中村議員。

今の答弁を聞きますと、確かに前回の同僚議員の答弁の中の回答からは一段と変わった考え方を教育委員長は持たれているということで多少安心したわけであります。

続いて、いじめの問題に関する調査ですけれども、道教委のほうからいろいろな指示が来ていると思います。特にこの事件が発覚してから道教委のほうでは、どういうふうに調査をしたらいいのかとか調査方法とか中身について、こちらの十勝教育局ですか、を通して私たちのほうにも来ていると思うのですけれども、その辺について、その中身について伺いたいと思います。

加納議長
力石教育
委員長
加納議長
神野
教育長

教育委員長。

この件につきましては、8月に行われたいじめに対する緊急調査のことも含めて教育長のほうから詳しく説明させていただきます。

教育長。

いじめに関するアンケートの件であります。北海道教育委員会では年2回アンケート調査を実施することになってはいますが、今回の調査については文科省から直接道教委に指示のあったもので、国の調査を7月に実施をしております、それが最新ということになります。定義にありますようなそういう内容について、いじめられたことがあるか、あるいは今現在いじめられているかどうか、それらについて記名式でアンケート調査を各学校、全学校で実施をいたしました。その結果でありますけれども、最新の調査結果ということで町内全小学校においては現在いじめられているというのが17名おりました。そのうち3件については、まだそのいじめが続いているというようなことであります。その3件について、一つ一つ学校では担任が聞き取りをしながらその状況を確認しているということでもあります。中学校については、この調査の結果6件のいじめられているという、そういう回答がありまして、今現在続いているという回答は1件でありました。本人から聞き取りを行うなどして、その実態を把握、指導しているところであります。高等学校については、今回の調査に関するいじめられている件数はございませんでした。

以上であります。

加納議長
中村議員

9番、中村議員。

今その中身の事実を聞いて非常にびっくりしているわけですがけれども、小学校で17名、それからいじめの継続が3名いるということですね。それから、中学校についても今続いているものが1件あるということで、非常に今はやはりこの発端は天津の事件が契機となって、皆さんが勇気を持ってその調査アンケートに対して正直に答えていることだと思っておりますので、何とかして、今も続いているということで非常

に危惧するわけですが、この件についてはまた後で質問をしたいことがありますので、いいのですけれども、とりあえずはしっかりと継続して対処をしていただきたいということだけにとどめておきたいと思います。

続きまして、教育委員会独自の取り組みとして前回答えられております。まず、21年度には小学生を対象としたいじめを考える子供会議、それから22年度は中高生を対象としたいじめ根絶サミット、それから並びにいじめ防止のかるたとか、標語を行っているということで答弁をされておりました。その成果と、それからその今後の取り組みについて伺いたいと思います。

加納議長
力石教育
委員長

教育委員長。

議員おっしゃるとおり、土幌町では21年度からいじめ防止の具体的な取り組みを全町的に行い、まず1年目はいじめを考える子供会議、小学生を対象に行っております。そこで、各小学校の代表が各小学校での話し合いをもとにいろんな取り組み、それからいじめに対する考え方を発表し合ったということでございます。続きまして、22年度はいじめ根絶サミット、これは中学校、高校生を対象に行い、これもやはり各学校の意見をまとめて学校の代表が出てきて意見交換をしたということでございます。その次の年は標語を募集し、そのメッセージの標語を募集するのに当たって各学校でも標語コンクールを行い、その標語コンクールで各学校から選抜された標語が全町的に集まってきて、それが総研のロビーにも掲示されたということでございます。それぞれいろんな取り組みがあっただけでは意味がないので、そのやった結果をまた各学校に持ち帰り、また意見交換をするいじめ防止集会、報告集会、いじめサミットの報告集会なのですから、各学校でまたいじめ防止集会を開いてそのサミットでやった内容を深めているということでございます。そういう繰り返しの中で子供自身の意識は確実に高まっているし、24年度は今までは子供主体にいろいろやってきましたが、24年度は講演会を行い、それもいじめられた経験者、子供がいじめられた親の話、いわゆるいじめを受けた側の思いを子供に伝えるための講演会を持とうと考えております。こういういじめの取り組みを通して子供の意識が年々高まっていることは実感として感じております。

加納議長
中村議員

9番、中村議員。

今の答弁によりますと、この後今年については講演会を考えているということなのですから、これはぜひいいことでありまして、ただその講師というのですか、生徒というか、もしくは保護者ですか、これを呼ぶということは当然いじめられた子供を持つ親ですよということで公開になってしまうわけですよ。ですから、そういう意味では今ちょっとお金がかかるかもわかりませんが、現実いろいろ

ろなところでいじめられたことがある人が、専門家だって今ありますので、できればそういう人たちを呼んでそういう講演会を開いていただきたいと思いますし、先ほど言ったように前回の答弁の中でサミットだとか防止活動、標語をやっていると。多少なりにその影響があるということなのですけれども、ただいかにせん現実にはどうしてもなかなか本当のことを言えないだとかということで、まだその成果が要するに十二分に発揮されていないから、いわゆるまだいじめとか、こういうことがあるのかなという感じはしております。

続いて、同じくこれも前回に質問をしたことでまた再度お聞きしたいのですけれども、教育委員会の中に心の相談窓口があるということで、前回担当が笠谷参事と、それから前主幹の三澤さんということで答えられておりました。主に電話相談があって、基本的には24時間の対応をしていますよと。しかし、何かあったら時間関係なく24時間相談できる体制になっておりますということでしたが、まずこれについてこの心の相談窓口がいつできたのか、またそのできたときから今日までに何件の相談があったのか伺いたいと思います。

加納議長
力石教育
委員長
加納議長
神野
教育長

教育委員長。

その件につきましてちょっと教育長から答えさせていただきます。

教育長。

質問の件であります。いずれも電話による相談ということで、設置したのは平成8年度ということであります。今日までの相談件数でありますけれども、統計数字が若干抜けている部分がありますので、正確ではないかもしれませんが、延べで約10件ほどということです。その内容につきましては、不登校に関する事、あるいはいじめや友達に関する事、それから成績不振などによる相談が主な内容であります。

以上です。

加納議長
中村議員

9番、中村議員。

この心の相談窓口ですか、たしか前は1件程度しか回答がなかったということで聞いていまして、今は10件ということですから、昨年さらに9件があったというふうに理解をします。

それで、こういうことであればこの心の相談窓口、恐らく意味がないと言ったら怒られますけれども、実際に本当に子供たちがこの心の相談窓口があるということを知っているのかどうかなのです。それと、もちろん町民の方もそうです。これだけ8年もたって10件ぐらいしか来ていないと。それから、今いじめについても先ほど聞きましたら17件もあるとか、こういうことを言われていまして、その大事な名前も、要するに自由に本当に困ったらそこに電話をしていいのです、どんなことでもいいからしてもいいのですよと、そういうのが本当の心の相

談窓口でないかと思われるのです。正直言って町民の中にも、それから子供を持たれている父母の方も恐らくその詳しいことはわかっていないと思います。本来であれば、学校でしっかりと子供たちに先生方がもし私たちに話してもらえないのだったら、こういう窓口があるから、電話でもいいから話せますよと、24時間どこでも話せますよという体制をきちっとまず子供たちに伝えること、それからPTAなり父母の方にも、もちろん当然子供さんですから親にも話されないことがあると思います。だったら、目に見えない相手、相談してくれる相手に対して自由に相談できるという形の体制、これが本当の心の相談窓口だと思います。ですから、今これが全然、怒られますけれども、機能していないではないかというすごく不安に駆られますので、この辺について何かちょっと対策があれば講ずる方法があると思うのですけれども、伺いたいと思います。

加納議長 先ほどと同じように現場のことはと言ったらおかしいけれども、教育長のほうで、考虑的には委員長のほうで、お互いに。そうしたら、教育長。

神野教育長 その相談窓口の周知の方法でありますけれども、子供たちにはSOSカードというのをつくりまして、それを全児童生徒に配っております。さらに、家庭に向けてチラシを配りまして、昨年になりますけれども、各家庭にも周知をしているところです。その相談窓口につきましては、相談員だけでなく北海道教育委員会の中に、つまり十勝であれば十勝教育局の中にそういう相談窓口もありますし、北海道教育委員会の中にもあります。あるいは、警察のほうにも連絡をするその方法を周知しておりますので、その相談窓口そのものはいろんな機関で連携を図りながら取り組んでいるところです。ただ、議員おっしゃるようにそういった形をとったとしても、しかし相談できないものはどうするのかというようなこともありますし、相談できない実際に子供もいるということも考えなければなりません。したがって、こういう相談窓口ばかりではなくて、教育委員会自体でそういった相談の窓口をいつでも開設をすることでしているわけでありまして、学校では当然毎日そういった児童生徒からの相談を受ける体制をとっておりますし、逆に受けるばかりでなくて子供の様子を見ながら、何か変わったことがないか、変わった状況がないかということを経験ではつぶさに子供たちを観察するというような、そういう取り組みも実施しているところであります。

以上であります。

加納議長 中村議員。

中村議員 今は教育長の話聞いたのですけれども、一番いいのは、ベターなのは学級の担任、これが一番間違いないですよ。絶えず見ているわけですから、ここに相談してくれば一番いいのです。そこに相談で

きない人が果たして、教育委員会がつくった窓口とかいろいろとあると言ったって、それは絶対無理だと思います。ですから、そのための心の相談窓口なのです。これは、本当に誰にも知られない、自分で自由に電話をして相談できるというのが窓口なので。ただ、今聞きましたらSOSカードを持たせているということは、恐らくこのカードの中には心の相談窓口の電話番号が入っているのではないかと思いますし、それから家庭に配っているチラシですか。これもたまたま自分は見えていないのですけれども、保護者だけのチラシなのか、ちょっとよくわからない。全町内に配っているのかどうか、あるいはちょっと自分が見えていないだけの話だと思うのですけれども、そういうふうにやっていますよということなので、わかりました。

ただ、それをやられても効果が出ていないので、やっぱり今教育長が言ったように何か別な対策を再度もう少し本当に、実際に今いじめが起きているわけですから、やっぱり一番相談できるのは、担任に相談できないということは当然自分の保護者にも相談できないわけですし、絶対そこに必要になってくるのが心の相談窓口なのです。たまたま笠谷先生とか三澤さんと書いてありますけれども、恐らくこれはボランティアという形でやっていると思うのですけれども、実際その体制が……もしくは本当に心の相談窓口が必要であれば、逆に例えば担当の笠谷参事だとか、それから三澤さんですか、これが電話の対応だけでなく実際には本当に教育現場に乗り込んで、先生のところに行って先生どうですかとか、要するに教育委員会と学校ともう少し離れた形で独自で子供たちのことを考えて、そしてそのお二人か、当然担任のところで話を聞かだとか、そういうのがあっても、そこまで活動範囲を広げる。これは私の案なのですけれども、広げてもいいのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

加納議長
力石教育
委員長

教育委員長。

中村議員おっしゃるとおり、本当の最後の相談をする場としての心の相談室が、いわゆる子供のSOSがやはり十分機能していないと。それで、それを有効に機能するように今アイデアを出していただきましたけれども、そういうことも含め、私たちも委員会で周知させる。そして、どんなことでもいいから、いじめだけでなくもどんなことでもいいから相談していいのだよということももっともっとPRしていこうということも考えておりますので、その一つとして今の意見も検討させていただき、より効果的な相談がかかってくるようにしていきたいと思っております。

加納議長
中村議員

9番、中村議員。

よろしくお願ひしたいと思います。

それと、これは9月5日のやつなのですけれども、文部科学省はその相談体制としてやっぱり今言われたように心の相談窓口、この体制

が全部うまく機能していないということで、文部科学省が相談体制の充実は……問題解決に取り組む学校を直接サポートするいじめ問題支援チームや第三者の立場で子供の声を聞き、環境を整備するオンブズマンを想定していると。なおかつ、相談体制の充実でスクールカウンセラーを公立の中学校全校に置く、それから公立小学校においては約2,000人の増員を配置してこの相談体制に協力するというので、文部科学省のほうはそれを全部国の予算で、道だとか市町村の予算ではなくて国の予算でこれを設置するというふうに言っていますので、これは9月5日に決まったということなので、この後今後こちらに来ると思いますので、それを十分利用していただきたいと思います。

それで次に、例の大津の事件ですけれども、これは当初教育委員会も、それから越直美市長ですか、これも最初はいろいろと調査したところ、今のところいじめはありませんという気楽な答弁をしていました。それから、その後やはり事件が発覚しまして、市長は第三者委員会をつくるその初会合でこういうふうに言っています。学校や市教育委員会の調査は不十分でずさんだったと、再調査で事実を徹底的に明らかにしてほしいということで越直美市長は言っております。僕から言わせれば、あなたも同罪だろうと。初めはおかしな答弁をしていながら、今になって事実がはっきりわかったから改めて言葉を返してこういうことを言うのは、これは当たり前のことですけれども、もともと市長の体制も悪かったと思います。

そこで、お聞きしたいのですけれども、11月に大津市で中学2年の生徒が自殺した事件の背景には、ふだんから暴力を振るわれ、自殺の練習までさせられていたと。それから、同級生のいじめの存在が明らかになって全国的に大きな衝撃を受けたと思います。それで、この大津市の事件を教育委員長はどのように受けとめているか、またどこまでご存じなのか伺いたいと思います。

加納議長
力石教育
委員長

教育委員長。

この事件は、本当に悲惨で悔しいつらい事件です。私自身、この事件に対する思いを一言では述べられないほどいろんな思いがありますので、こういう事件が二度と起こらないためには何が必要か、何が大切なのかというそのポイントだけ述べさせていただいて私のこの事件に対する受けとめ方とさせていただきたいと思います。

まず、この事件において一番問題なのは、先生も生徒もいじめの事実を知りながら早い段階で的確な行動がとれなかったという結果、見て見ぬふりをしたままになってしまい、あげくの果てはいじめとは確認できなかったと。見て見ぬふりの結果、確認できなかったという言葉でもって自己保身の行動に走ったと、そういうふうに私は思っております。早い段階でいじめられている子に対して先生も生徒も何らかの行動をとっておれば、これほどエスカレートはしなかった。いじめ

は初期の段階で加害者をぴしっと食いとめることができなければ、加害者はどんどん、どんどん増長して行って、その傍観者で見ている人もだんだん、だんだん加害者の仲間のほうに引きずられていくと。これがいじめの実態をいろいろ調べている方の総合的な意見としてよく述べられております。だから、いじめは早い段階で、芽の段階で摘むと。それができなければ、加害者はどんどんエスカレートしていき、対策が非常に難しくなる。この事件は、それを象徴した事件だと考えております。

それで、私は早い段階で子供たちは信頼できる大人に誰々さんがいじめられているよ、助けてやってくれということを書いてほしいこと、それからそういう相談を受けた大人は絶対守ってやるという強い意思のもと、いわゆる行動に移すと。学校においては先生方がまず一番最初に動かなければならないわけですがけれども、とにかくそのときに先生方が校長先生を中心に教師が一丸となって、情報を共有して一丸となっていじめに毅然とした態度で立ち向かっていく。1人の教師では力は及びません。いじめに対抗するときは、いわゆる一丸となって対抗していく。それもいわゆるいじめ対策マニュアルというものをきちっと日ごろから備えておいて、そういうマニュアルに沿っていじめに対して毅然とした態度で向かう。いじめは絶対に許さないという強い決意をもって臨む、こういうことが大事であろうと思います。

これは私の考えで、とにかく傍観者はいじめに加担しているのと同じだということをいつも強調しておりますが、文科省においても2006年の時点でそのことは気がついていました。いわゆる傍観者がいるということが一番問題だと。いじめを防ぐためには、傍観者が被害者を守る側に立つということ、その守るといのは何も行動をとって矢面に立ってやるということではなくて、信頼できる大人に知らせるといことなわけですがけれども、そういうことを2006年の文科省の報告のメッセージの中にもきちっと書いております。いじめを大人に伝えることは正しい行為であると、傍観する行為もいじめと同等の行為であるということをきちっと対処して、そのことを踏まえて、そのいじめられているということを報告を受けたら、教職員が言葉と態度でもって毅然とした態度で一丸となって対処しろよということも書いておりますので、そのことを具現化していく努力、それをもっともっと私たち学校も教育委員会も力を入れていかなければならないと。それが今回の事件に対する私の決意です。

加納議長
中村議員

9番、中村議員。

今教育委員長に熱く答弁していただきましたけれども、まさにそのとおりでありまして、この事件が起きる前にもう既に同じ子供たちに女の先生が暴行を受けているわけです。その事実というのは生徒も先生も知っているのです。知っていてそれが事件にならなかったという

こと自体がもう既にこういう自殺にまで追い込む事件になったと思います。なぜいじめはだめかというのは、要はいじめ方、それを自殺まで持っていく。大事な子供が、またそこまで一生懸命育てた子供がいじめによって死ぬことになってしまうと。これが死ぬ前に何とか助ける方法、それがいじめをなくする方法だと、私もそのように思います。

それで、次の質問なのですけれども、いじめにかかわった同級生、1人今京都のほうに行っています。京都で何をやっているかといったら、同じく暴行事件を起こして今また問題になっています。これは新聞に出ていますので、事実ですので発表させていただきますけれども、それから同じくそのうちの2人、当然3人は自殺が発覚してもそのまま登校してきて自殺した子供の机の上で遊んでいたと、こういうことも実際に言われています。いわゆる平成13年度に改正された学校教育法には、性行不良で他の児童生徒の教育の妨げがある児童生徒がいれば、市町村教育委員会がその保護者に対して出席の停止を命ずることができるというふうに定めております。このいじめをしている生徒に対しても指導に従わないと、もう手に負えないということであれば、当然この出席停止をとるべきと思いますが、教育委員長の見解を伺います。

加納議長
力石教育
委員長

教育委員長。

とにかくいじめは、先ほど申しましたように絶対許さないと、どんなことをしてもいじめられている子供を守るのだという強い決意のもとに最大限の効果のある対処をするわけですので、今中村議員言われたその法の運用も視野には入れないといけないと考えております。ただ、先ほど言いましたけれども、そこに至る前にもっともっとやるべきことがあり、それをきちんとやることによっていわゆるその法の運用をしなくて済むような、そういう解決策を我が町では図っているという思いでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

加納議長
中村議員

9番、中村議員。

まさにそのとおりであって、その前に対応できるのは絶対にしなければいけないと。何が何でもその対応が不可能になってもうどうにもならなければ、やはりこういう法も使うべきだと、採用すべきだと私も思います。

次に、最後の質問になりますけれども、学校では非行事件の場合でもやはりどうしても教育的配慮等のもとで解決すべきとして、なかなか警察の関与を避けようとする。これは当たり前のことだと思うのです。できれば何とか学校内で、教育委員会の中で解決したい。今私がお聞きしたいのは、その関与が不可能になった場合という話なのですけれども、学校だけでは解決できない問題が実際に多いと。これについては、我が町の我が学校の場合はどうかとなるとちょっと問題かもわかりませんが、ただ実際にまだいじめが続けられているという

ことなので、万が一完全に無視するわけにはいかないと思うのですけれども、いわゆる内容によってはいじめも立派な犯罪につながります。特にこの大津の事件は、これは傷害罪、それから暴行罪、それから恐喝罪と、この3つが今警察当局が入って調査をして立件しようとしている事件であります。そういった場合に警察とか関係機関の力ですか、もしくは協力、万が一警察を入れるとかどうこうもそうなのですから、まずこういうことがあった場合に警察の力もかりますよとか、もしくは警察関係の協力もかりますという形でできれば考え方をとるべきと思うのですけれども、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

加納議長
力石教育
委員長

教育委員長。

先ほど出席停止のことについても述べましたように、要するにそういうところに至るまでやるべきことを初期の段階できちっとやるということを基本として当たります。ただ、いろんな事案に当たる中でなかなか思うように解決に至らないこともあろうと思います。警察の力を、協力をかりるかということでございますけれども、例えば交通安全の指導、警察の人に協力いただいてやっております。通学路の安全、これも警察の方、防犯協会とともにいつもサポートしてござっております。この間の不審者の侵入事件のときには、やはり警察の方の協力、場合によっては防犯教室をやるときには警察の方が指導に来てござっております。もろもろの子供の安全を守るために警察の協力を得ながら学校の安全を保つということは今までもやっております。いじめについてもだから、いじめだからどうのこうのということはなく、最大限協力してもらえることは協力していきます。ただ、先ほど中村議員が言われましたいじめのほとんどは、いわゆる暴行罪であり、傷害罪であり、恐喝罪、そういう犯罪に属するものでございますので、犯罪に対して警察と協力して対処するというのは当然の社会通念でございますので、警察の力をかり、抑止力もかりながら子供の安全を守る、そういう学校の安全、安心の場づくりのために力をかりたいと思います。

加納議長
中村議員

9番、中村議員。

今教育委員長がおっしゃるとおり、やはり例えば警察にいじめに対しての講話とか、そういうのも生徒の前で言っていただく。警察がそういう何かあった場合に、要するにこういう場合、もしこうなったら私たちもあなた方に聞きますよとか、そういうおどしではないのですけれども、現実には起きていることを実際に警察のほうからもそういう講演をいただいて、そういう学校の中での講話も必要でないかなと思います。

最後、これは質問の答えはいいのですけれども、いわゆる私の意見としまして、土幌町内の小中高校では深刻な状況は見られなかったということですが、ただ現実にはこれだけの17件とか、それからいじめは

続いているということがあります。いじめが最悪の場合は、いじめられた子が死に追いやられるかもしれないと、それからいじめられることによって死ななければならぬというほどに人を追い込んでしまうというのがこのいじめであります。いじめは、それだけの恐ろしい力を持っています。大切な子をいじめで死なせてはいけなと。ですから、絶えずまさにいじめはどここの学校でも起こり得ると、しかも現実今起きていると、そういう危機感を持っていじめの問題に対しましては機敏に取り組み、体制をしっかりと整えていただきたいと願います。よろしく願います。

以上で終わります。

加納議長

以上で中村貢議員の質問を終了いたします。

引き続きいきたいと思いますけれども、皆さんどうでしょうか。

(何事か言う者あり)

加納議長

それでは、このまま引き続き最後の質問の方に行きたいと思います。

質問順位5番、和田鶴三議員、安心できる介護保険サービスについて町長に質問を行います。

和田議員

最後の質問者として、よろしく願います。私は、安心できる介護保険サービスについてということで質問をしたいと思います。

介護保険制度は、2000年4月に介護の社会化、みんなで支える老後の安心を合い言葉に実施されました。しかし、3年ごとの改正は保険料の値上げ、サービスの低下でしかありませんでした。2012年6月に改正された介護保険法等の改正は、わずか18時間という国会審議で可決成立し、本年4月より実施しています。改正法は、保険あって介護なしの事態を深刻化させているさまざまな制度矛盾を放置したまま地域包括ケアの実現と持続可能な制度の実現を挙げ、給付の公立化、重点化をかたく打ち出しています。今回の改定で大きな焦点となっているのは生活援助の見直しです。今までと大きく変わったところはどこか、利用者に対してのマイナス面、負担はどのようになるのか、本町として利用者に対する対策をどのように考えているのか、町長の見解を伺いたいと思います。

加納議長

町長、答弁お願いいたします。

小林町長

それでは、和田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

本年4月から施行されています介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要は、高齢者がそれぞれの地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、それから生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めるという内容であります。具体的には、医療と介護の連携の強化、それから介護人材の確保とサービスの質の向上、それから高齢者の住まいの整備等、それから認知症対策の推進、

保険者による主体的な取り組みの推進、保険料の上昇の緩和という6項目が示されているところであります。

まず、質問の第1点目でありますけれども、生活援助の見直しの内容についてでありますけれども、生活援助の時間区分については、時間によって2種類に分けられているところでありますけれども、生活援助の2として30分以上、それから60分未満、それから生活援助の3については60分以上という区分をされているところでありますけれども、今回の改正においてサービスの提供実態を踏まえるとともに、限られた人材で効果的な活用を図り、より多くの利用者に対しサービスを効率的に提供をするという観点から見直しが行われたものであります。この時間区分の見直しでありますけれども、生活援助2については1回当たり30分以上60分未満の自己負担が229円であったのでありますけれども、改定後においては20分以上45分未満となり、自己負担が190円となるものであります。それから、生活援助3については1回当たり60分以上90分未満ということでありますけれども、自己負担額が291円だったものが改定後は45分以上70分未満ということで235円になるものでありまして、時間短縮とともに報酬単価が下がるという中身になっているところであります。

次に、質問の第2点目でありますけれども、利用者に対するマイナスあるいは負担についてということでありますけれども、改正をされた4月時点においては生活援助の2の利用の方が60分の利用ができたところ45分に短縮になるということで若干の混乱があったところでありますけれども、しかし調整担当でありますケアマネジャーのアセスメントにより必要な援助を検討する中で、生活援助3の70分に変更するなど必要な時間の確保に努めているところであります。なお、介護報酬単価につきましては、45分未満の援助でよい方については1回当たり229円が190円ということで39円安くなるのでありますけれども、逆に45分以上60分未満の必要な方は1回当たり229円から235円ということで6円の負担増になるという中身になっているところであります。

次に、質問の3点目でありますけれども、本町としての利用者に対する対策でありますけれども、利用者に必要なサービスの確保に努めるなど利用者本位のサービス提供となるよう、ケアマネジャーの質の向上であるとか、サービス事業所に対する指導等を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。なお、本町においては町単独の介護保険居宅サービス利用者負担軽減助成として、町民税非課税世帯に対して自己負担額の25%の助成を行っていることを申し添えて答弁とさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

加納議長

再質問があれば許します。10番、和田議員。

和田議員 どうもありがとうございました。今回の見直しでそれぞれ4点ぐらいについてちょっとお伺いしたいと思います。

まず、第1点なのですが、生活援助の見直しということなのですが、家事行為の時間の割り出しはどのようにされたのか、それから家屋状況などの個別事情を全く考慮していないのではないかと思います、その点についてどういうふうにして考えておられますか。

加納議長 町長。

小林町長 担当の保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長 保健福祉課長。

大森保健福祉課長 保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。

生活援助サービスにつきましては、家事行為の中で洗濯とか掃除とか調理とかありますが、それにつきましてはケアマネジャーがケアプランに基づいてその方のできる部分とかできない部分、また支援する部分を考慮して算定していくものであります。その時間帯についても洗濯に何分かかるとか、掃除に何分かかるといようなものもそれぞれの利用者の状況によっても異なるというふうに考えております。

以上です。

(何事か言う者あり)

加納議長 一問一答ですから、もう一度言ってください。

和田議員 済みません。家屋の状況、これは個別、それぞれでうちは異なりますが、こういう状況についてはどのような形で考えておられますか。

加納議長 保健福祉課長。

大森保健福祉課長 保健福祉課長、大森から回答いたします。

家屋の状況につきましても今回生活援助を利用なさっている方は、ケアハウスに入居をされている方が10名、在宅の方が5名おります。皆さん独居ということになりまして、お一人だけ高齢者の夫婦の方がいらっしゃると思いますので、その家屋の状況も範囲を見て洗濯にどれくらいとか、掃除の時間数を割り出していると思います。

以上でございます。

加納議長 10番、和田議員。

和田議員 それでは、今どういうことが起こっているのかということについてお伺いしたいと思います。

時間の短縮による生活の後退ということなのですが、先ほど買い物だとか洗濯だとかいろいろな形が出ておりましたが、そういう細切れな形でやられますと将来的には、ここは公的な形でやっておられるからいいと思うのですが、これが外部に移されたときにそれが一つの選択肢になって、そしてそれをやってもらえる、やってもらえないというような形につながるのではないかなというふうにして思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

<p>加納議長 大森保健 福祉課長</p>	<p>保健福祉課長。 居宅サービスにつきましては、アセスメントに基づきますので、利用者がどこまでできるか、どの支援が必要かということを考えながらケアプランを立てます。それで、家族がいる方もしくは独居の方については違いがあるかと思いますが、そのどこに課題があるか、問題があるかをきちっと分析して出していきますので、そこが利用者と家族とケアマネジャーの話し合いというか、サービスの打ち合わせをして出していくことかと思っております。</p>
<p>加納議長 和田議員</p>	<p>以上でございます。 10番、和田議員。 今個別の形でちょっと答えていただきましたが、洗濯だとか買い物、それから調理だとか、それ以外にあらわれてこないのは介護者に対する、家族がたくさんいればそういうことはないのですが、いろいろな問題が利用者との間で出てくるのではないかと思うのですが、これが時間が短くなることによって、そういうことができなくなるのではないかという考えがあるわけですが、その辺はどうでしょうか。</p>
<p>加納議長 小林町長 加納議長 大森保健 福祉課長</p>	<p>町長。 担当の保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきます。 保健福祉課長。 保健福祉課長、大森よりお答えいたします。 和田議員さんがおっしゃるように、多分相談事項とか利用者と介護員とのお話しすることが少なくなるのではないかということですよ。時間短縮によってその部分が大きく削られているという方については、今回生活援助2の方が3に移行した方は15名中13名いらっしゃいます。それはどういうことかということ、ケアマネジャーがその方の支援の必要性によって入れておりますので、多分その利用者の方が相談事項を家事をしながらお話ししていただくことになるかと思いますが、そういうことも含めてケアプランを立てていくということになると思います。</p>
<p>加納議長 和田議員</p>	<p>以上でございます。 10番、和田議員。 それで、時間短縮ということですので、その中には当然先ほども話に出ておりましたが、プランということでどれとどれとどれをやるかというようなことが恐らく話し合われると思うのですが、結局はこれにはただ時間だけではなくて利用者の自己負担と。自己負担以外はできないというふうにして打ち切ってしまうのか、それとも幾らかでも出せば利用度を拡大することができるというのか、そこら辺はどういうふうになっているのでしょうか。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。 保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきます。</p>

<p>加納議長 大森保健 福祉課長</p>	<p>保健福祉課長。 保健福祉課長、大森より回答いたします。 今回も利用に基づきまして、先ほど話ししましたように15名生活援助を使っている方のうち13名が変更しております。その変更の理由というのがやはり45分以内ではできないということで、60分までを利用するというお話しした過程の中で話し合いをしております。自己負担につきましては若干上がっていますが、それについても生活援助2から3に上がりますと先ほど町長が答弁したように1回6円ほど上がりますが、それについてもご理解をいただきましてそのサービスを入れているというのが実態でございます。 以上です。</p>
<p>加納議長 和田議員</p>	<p>10番、和田議員。 実質的にそういうふうになるのだろうというふうにして思います。それで、たかが6円だからということで、誰でもそれは構わないだろうというふうにして考える人もいるかもしれませんが、実質的にお金がないぎりぎりの形でやっているということであれば、本当にこの6円であろうとなかなか大変になるのではないだろうかなというふうにして思います。そういう点では、今回の改定がなるべく国の予算を出さないで個人から引き出させるというのが大きな目的になっておりますので、これはここの町の介護センターが悪いというわけではなくて国の制度がそういう形で改正されたというようなことになりましたが、本来は国が今までであれば5割が現在では2割というような形で、国の出し分をどんどん削ってきているというのが実態です。 それと、もう一つは、先ほどちらっと言いましたが、営利企業の参入ということで、営利企業、うちだったらこんなこととこれとこれとこれだけはこういうふうにしていきますというような形で参入しやすい、そういう形になるのでないだろうかなというふうにして思いますが、この辺についてはどんなふうにご考えておりますか。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。 それぞれ先ほどの質問の中でもあるのでありますけれども、基本的にはケアマネジャーがその方の実態に合わせてケアプランを立てながらサービスを提供していくということと、町としては民間であろうとそういう事業所を適切にやれるように指導をしていく立場だというふうに認識してございます。</p>
<p>加納議長 和田議員</p>	<p>10番、和田議員。 これでちょっと最後にさせていただきたいと思いますが、そこで町がそういう指導をしていくということなわけですが、そこには当然金銭的な、経済的なこともかかわってくるというようなことで、やっぱりそういう収入の少ない方に対しての町の金銭的な援助というか、そういうものはどういうふうにして考えておられるでしょうか。</p>

加納議長	町長。
小林町長	町としては、従前から生活扶助制度で支援をしていくということとあわせて、先ほど申し上げましたとおり介護保険事業の中で町の単独事業として特に低所得者対策、具体的には非課税世帯に対する負担金の助成措置をしているのでありますけれども、今後ともそういう実態をよく把握しながら、前からも申し上げましているとおりが金がないから介護保険のサービスが受けられないということがないようにことを町としてはそういう基本的な考え方で対処していきたいと思っております。
加納議長	よろしいですか。
和田議員	はい。
加納議長	以上で和田鶴三議員の質問を終了いたします。 一般質問を終結いたします。 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。 なお、次回はあす9月10日午前10時から再開いたします。

(午後 2時12分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員